

在宅・車中泊避難者等の支援の手引き

令和6年6月

内閣府(防災担当)

目次

I はじめに	p.2
II 避難所以外の避難者等の支援に係る基本的な考え方	p.4
III 避難所以外の避難者の支援に係る平時からの取組	
1. 計画・訓練・協定等の活用	p.7
2. 支援体制の整備・人材の育成	p.13
IV 避難者等の状況の把握	
1. 避難者等の状況の把握の必要性等	p.14
2. 避難所等の状況の把握の取組	p.15
V 在宅避難者の支援	
1. 在宅避難者支援の考え方	p.31
2. 平時からの取組	p.37
3. 発災時における対応	p.42
VI 車中泊避難者の支援	
1. 車中泊避難者支援の考え方	p.46
2. 平時からの取組	p.49
3. 発災時における対応	p.55
VII 参考資料	
参考資料① 調査票のイメージ(A:発災直後～)	p.61
参考資料② 調査票のイメージ(B:避難生活段階～)	p.65
参考資料③ 調査票のイメージ(C:仮設住宅への移行検討段階～)	p.72

I はじめに

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者（以下「避難者等」という。）が少なからず発生した。

平成 25 年 6 月には、災害対策基本法が改正され、同法第 86 条の 7 に「避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮」が努力義務として規定され、避難所以外の場所に滞在する被災者についても生活環境の整備を図るべきことが位置づけられた。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化しているほか、被災後も自宅で生活をする在宅避難者を支援するために生活に必要な資機材を配備した在宅避難者の支援拠点を整備し、これを地域の共助で運営しようとするなどの取組を進める自治体もみられる。

避難者等の支援を全て行政職員が担うことには限界があるため、避難者等の支援に取り組む民間団体との連携が必要である。加えて、近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模災害ではさらに被害が大きくなることや、地震による建物の倒壊、津波などによる直接的・物理的な原因のみならず、災害を起因とした負傷の悪化や避難生活等の身体的負担による疾病が原因で死亡するいわゆる災害関連死が、避難所滞在中と比較して自宅等において高い比率で発生している¹こと等を踏まえると、避難所以外の環境にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上は喫緊の課題といえる。

このように、避難生活を取り巻く状況が大きく変化している中で、これらの環境変化に対応した支援の実の方策について検討するため、内閣府では「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会（座長：阪本真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授）」を設置し、8 回に渡って検討を行い、令和 6 年 6 月にとりまとめを行った。

内閣府では、当該とりまとめの内容を踏まえ、「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を策定した。各自治体においては、本手引きを活用し、在宅避難者や車中泊避難者に対する適切な支援に取り組んでいただきたい。

¹ 内閣府「災害関連死事例集（増補版）」（令和 3 年 4 月 令和 5 年 5 月追補）

また、災害への事前の備えや災害応急対策等は、地域の実情や対策の取組状況等に応じて追加・修正することが必要であることから、各自治体において本手引きに記載されている内容を参考に、対応方策を事前に検討しておくとともに、災害発生時には、臨機応変に支援を行えるよう、状況の変化を想定した準備を進めることが望まれる。

なお、内閣府では、避難所における良好な生活環境を確保するため下記の指針及びガイドラインを整備している。これらの指針等についても参照し、取組の参考とされたい。

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>
- ・避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月（令和 3 年 5 月改定））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf
- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf

Ⅱ 避難所以外の避難者等の支援に係る基本的な考え方

「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」への考え方の転換

- 避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。このため、避難場所にかかわらず、支援が必要な人に必要な支援がなされるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援へ転換を図る。
- まずは、国民一人ひとりが備蓄等を行い、災害時の避難生活に備えることが必要である。その上で、災害により被害を受けるなど、支援が必要となる避難者等について、避難している場所にかかわらず、適切な支援が行われるようにすることが必要である。
- 支援の内容は、それぞれの避難生活環境に応じて異なるが、避難所で行うことが求められる支援の水準と同程度となるよう支援を実施することが適切である。

官民連携による被災者支援

- 災害時の自治体は、被害状況の確認、避難所の開設・運営、物資支援、被害認定調査等、業務がひっ迫することから、避難所以外の避難者等支援を充実させるためには、自助や共助の取組も含め、官民が連携し、一丸となって支援を実施する体制を整えることが重要である。

このため、自助、共助といった地域の取組や民間の支援団体、他自治体等による外部支援との協働を前提とし、その上で公助として被災自治体しかできない役割を自治体が担うという考えに立脚した支援方策を平時から検討する。

その際、それぞれの主体が担うべき役割について整理し、その役割や目指す状況について、関係者が共通認識を持っておく必要があることに留意する。また、障害当事者の方など、自助や共助による取組が容易ではなく、公助による支援が求められる人がいることにも留意して取り組む必要がある。
- それぞれの自治体が自助、共助の取組を進め、地域の平時の支援体制を活用しつつ、地域の防災力の向上の取組をさらに進めることが必要である。
- 市区町村では、避難者等の支援に当たって連携することが可能な地域のリソースを確認することに加えて、地域外からの支援の受け入れについても検討を行うことが必要である。官民連携による被災者支援体制構築を図る観点からは、すでに活動を行っている団体との連携のみならず、自らの地域における民間の支援団体の育成に平時から取り組むことが必要である。

- 官民が連携して避難者等を支援するためには、各市区町村においてどのような民間の支援団体が、どの程度の活動期間、どのような支援内容を提供しているのかについて、民間の支援団体との情報共有や意見交換等により把握することを検討する。例えば、市区町村の災害対策本部や保健医療福祉調整本部に民間の支援団体も参加できる体制とすることや、災害時に活動を行う民間の支援団体が活動内容に関する事項等を市区町村に届け出る仕組みを設けること等が考えられる。
- 災害時には民間の支援団体が被災地に入るものの、行政側に支援団体の詳細な情報がなく、すぐに連携体制を構築することは難しいという声もある。各市区町村においては、民間の支援団体と平時から顔の見える関係を構築することを検討する。例えば、災害中間支援組織を中心とした情報共有会議を活用することも考えられる。

平時・被災後の生活再建フェーズとの連続性の確保

- 支援の実施に当たって、平時から当該支援に取り組んでいる者が被災後にも継続して支援を実施することが、効率的・効果的であり、民間の事業者により平時の支援が提供されているものについては、災害時も当該事業者が支援を実施できることが重要である。
- 避難者等の状況把握は、発災直後の支援のみならず、その後の避難者等の自立・生活再建に向けた災害ケースマネジメントを通じた生活再建の道筋まで見据えて行う必要がある。
- 避難所以外の避難者等の支援を進めるにあたって、避難者等について平時から取得している情報を活用して、災害ケースマネジメントの実施につなげられるよう、防災部局と福祉部局その他の関係部局が協働し、情報共有を図ることが必要である。
- その際には、避難者等の個人情報も活用できるよう、平時や応急期の情報収集の際に、個人情報に係る対応を適切に行う必要がある。
具体的には、
 - ・自治体においては、個人情報の保有は法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限られ、かつ、保有に当たってはその利用目的を適切に特定した上で、原則として特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用・提供する必要があること
 - ・民間支援団体においては、取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特定し、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知又は公表した上で、要配慮個人情報の取得や個人データの第三者への提供を行う場合は原則として本人の同意を得る必要があること

等に留意しなければならない。

- 要配慮者の服薬情報や平時の医療、福祉サービスの利用状況等は、災害発生時の支援に当たっても重要な情報となるため、こういった情報について災害時に利活用することを想定して平時から対策を実施することが必要である。

例えば、

- ・福祉サービスの利用開始時に収集する情報など、平時に収集する情報について、各所管部局が当該情報を収集する際に、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合として災害時の利用が含まれる場合には、その旨を利用目的として特定しておくこと
- ・災害発生時に民間支援団体が要配慮個人情報を取得することが想定される場合はあらかじめ本人の同意を得ておくこと

などが考えられる。

デジタル技術の利活用

- 各自治体は、被災者のデータの収集・集約・利用について、新規に情報の入力や整理作業を行うことは担当者の大きな負担となるため、内閣府が構築しているクラウド型被災者支援システムなどのデジタル技術を利活用する等、負担軽減、業務の効率化を図ることを平時から検討する。
- 情報を収集するだけでなく、それを集約、関係者間で共有、協議し、対策に活かせるようにすることが重要である。集約方法のマニュアル化や関係部局が横断的に共通のデータベースを使用することが効果的である。情報利用の観点では、収集した情報から支援が必要な人を抽出できるように整備する必要がある。
- 本人が情報発信できる避難者等に対しては、スマートフォンアプリ、インターネット上のサイト等を利用し本人からの情報発信を促し、避難者等の被災状況について情報の集約を行い、支援につなげるとともに、自治体からも支援情報を発信することが効率的であり、各自治体において、こうした仕組みの実装を進めることが必要である。

なお、災害時には他の都道府県など自治体外に避難する者が存在するとともに、他の都道府県の応援職員といった被災自治体外の人物が仕組みを操作することが想定されることに留意する。

Ⅲ 避難所以外の避難者の支援に係る平時からの取組

☛ 取組の point

- 避難所以外の避難者等の支援に関して、地域防災計画等への位置付け、協定の締結、訓練の実施を一体として検討する。例えば、協定を締結した団体と協働して訓練を実施するなど、具体的取組につながるような仕組みとする。
- 災害時の被災者支援を実施する担当として、危機管理だけでなく保健・医療・福祉や住宅といった部局横断的な支援班を設置する。
- 災害時に、在宅避難者や車中泊避難者の自助、共助の取組が進むよう、平時から地域住民への啓発や行政職員の人材育成等を行う。

1. 計画・訓練・協定等の活用

(1) 計画への位置付け

在宅避難者等や車中泊避難者等など避難所以外の避難者等の支援の取組の方向について、地域防災計画に位置付けることを検討する。

- ✓ 支援の実効性を確保するため、危機管理部局のほかにも福祉関係部局やNPO等との連携に関係する部局、男女共同参画関係部局など、避難所以外の避難者の支援に関係する部局が共同して検討を行い、地域の実情に応じた支援体制とする。
- ✓ 地区防災計画は、地域コミュニティが自助、共助により、公助と連携して防災活動を行うための計画であり、在宅避難者等の支援を自治会や自主防災組織といった単位で取り組む場合にはこの仕組みを活用することが効果的である。

○防災基本計画（抄）

第2編 各災害に共通する対策編

（3）指定避難所等

○市町村（都道府県）は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

- 市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- 市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

（2）指定避難所等の運営管理等

- 市町村は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
- 市町村（都道府県）は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 市町村（都道府県）は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- 市町村（都道府県）は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

【コラム】 地区防災計画への在宅避難者支援の位置づけの例

(東京都国分寺市)

- 国分寺市東恋ヶ窪四丁目地区防災計画では、震災時の地区本部や避難場所・避難所の運営に加え、在宅避難時の対応を記載している。
- 本地区では、最大の被害が想定されている立川断層帯地震（M7.4）を対象とし、「避難生活者」の半数以上が避難所に入れない可能性があるとしている。
- 避難所は自宅で生活できない被災者を受け入れる施設とし、自宅が安全であれば、ご自宅にとどまる（在宅避難）こととしている。
- 「在宅避難支援」は、地区本部が、「住民への情報提供や物資配布」、「地区防災センターの運営支援」などの方針を出し、班長、区の理事、防災委員、住民などが協力して行うこととされている。

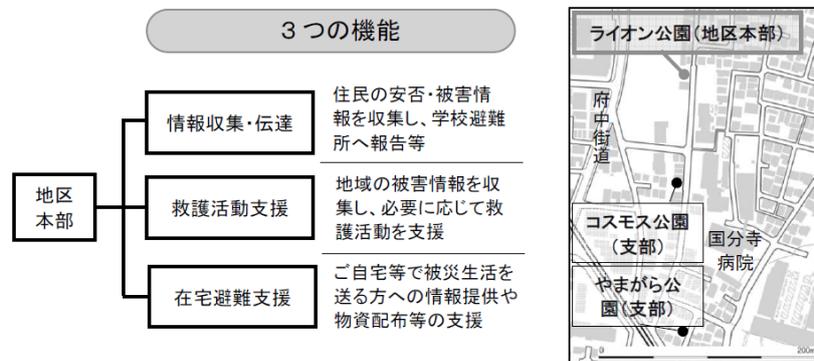


図7 地区本部の3つの機能と場所
(公園の場所は、国土地理院、淡色地図を加工して作成)

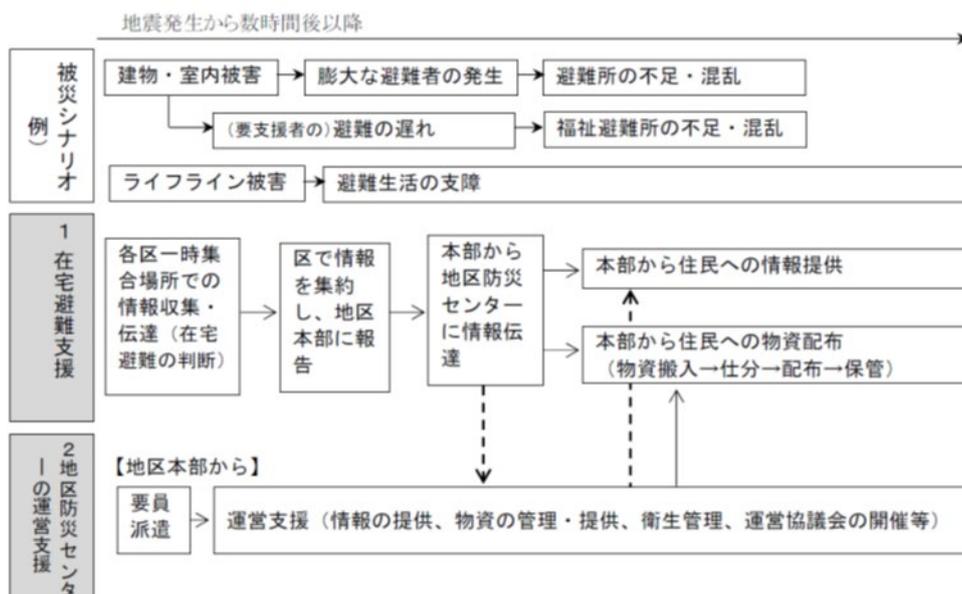


図11 在宅避難支援のシナリオ

(2)訓練の実施

災害対策基本法において、国や地方公共団体の長等は防災訓練を実施しなければならないとされており、中央防災会議において、毎年防災訓練大綱を作成し、訓練の方針を示しているところである。避難所以外の避難者等の支援に当たっては、状況把握について保健師や社会福祉協議会、福祉事業者、NPO等の民間団体、地域の支援者等との連携や障害当事者の方などの要配慮者にも実際に参加してもらうことなどを検討する。

- ✓ 訓練は、災害対策本部の運営に係る訓練や情報の伝達・連携、物資支援、避難所開設等の内容について実施されているが、在宅避難者等や車中泊避難者等の支援に係る訓練についても、平時の訓練体系のなかに位置付けるようにする。
- ✓ 支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースの運営が自助、共助を中心に行われるべきことを踏まえ、訓練の実施に当たって、こうした多様な主体を巻き込み、実効性のあるものとして実施できるようにする。
- ✓ 訓練の内容について、発災直後の取組だけでなく、生活・暮らしを進めていくフェーズについても考慮し、災害時の支援のマネジメントのサイクル全般を通じたものとするとも考えられる。

○令和6年度総合防災訓練大綱(抄)令和6年6月28日中央防災会議決定)

5. 地方公共団体等における防災訓練等

(1) 地方公共団体等の総合防災訓練の重要性

(略)

このため、地方公共団体においては、災害時における職員の参集、非常用電源の確保、情報システムのバックアップ、多様な手段を活用した情報伝達、災害対策本部の設置・運営、国との連携の確認等の初動対応訓練や、避難所の開設訓練、避難所における段ボールベッド・パーティション・簡易トイレの設置、在宅避難者・車中泊避難者・二次避難者等を含む避難生活環境の把握・向上、避難生活支援の人材育成等を目標とした避難所運営訓練、輸送事業者等と連携した支援物資の調達・輸送訓練等各年ごとに訓練を実施する上での重点的なテーマを明確にして、毎年定期的な訓練の実施に努める。

(略)

(4) 地域住民が防災を考え、具体的な行動をとる機会の提供

(略)

さらに、発災直後から中長期まで一貫した被災支援の取組に備えることも重要であることから、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を積極的に行う災害ケースマネジメントの訓練を実施するよう努める。

(6) NPO・ボランティア等の多様な主体との連携

(略)

さらに、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者も含めて、避難生活にかかる状況を把握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師、社会福祉協議会や福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化した訓練など、地域の実情に応じた訓練の実施に努める。

(3)協定の締結

官民が協働して避難所以外の避難者等の支援を実施するためには、あらかじめ協定を締結することで、災害時の連携や役割分担について明確化しておくことを検討する。

- ✓ 都道府県や市区町村においては、避難者等の状況の把握、支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースの運営などの支援に関する連携先が確保できた場合は、協定を締結し、それぞれの役割分担や費用負担等災害時の連携体制等について明確化しておく。
- ✓ 協定の締結は、地域のリソースを確認することにもつながり、災害時の外部からの支援の必要性や支援の優先順位付け、実行できる範囲の確認等にも資するものである。

【コラム】協定により車中泊避難スペースを確保している例（千葉県千葉市）

■千葉市では、車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした施設の使用や支援について、民間団体と協定を締結しており、協定の締結先は、災害時には、車中泊用のスペースの提供のほか、トイレ設備・水道設備の提供、被害状況や道路状況といった情報の提供を行うこととされている。

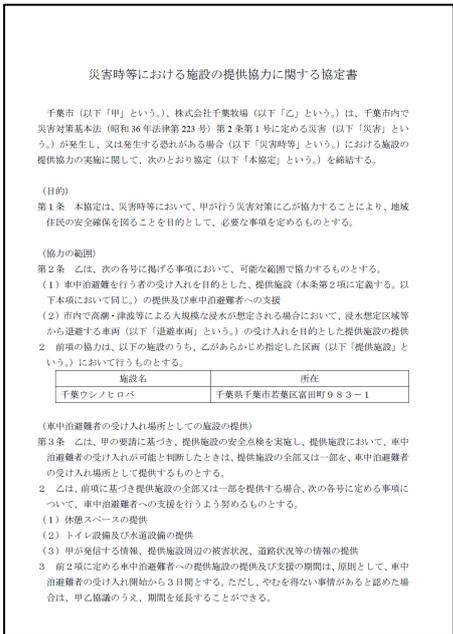
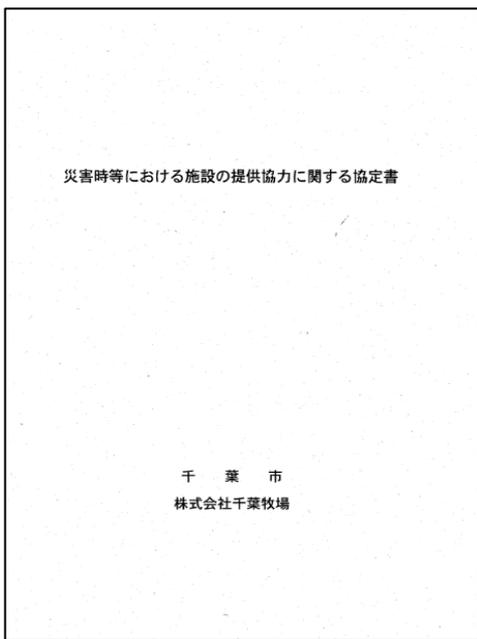
協定の概要

協力の範囲・車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした施設の提供及び車中泊避難者の支援

- ・市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両の受け入れを目的とした施設の提供施設の提供・オートキャンプ場の一部にて、休憩スペースの提供、トイレ設備及び水道設備の提供、千葉市が

発信する情報、施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供を実施

- ・施設の提供及び支援の期間は、原則として、受け入れ開始から3日間とされ、協議のうえ期間を延長することが可能
- 管理・運営・車中泊避難者の受け入れ場所における開設及び管理運営は、千葉市の責任において実施
- 費用負担 ・千葉市の要請に基づき（株）千葉牧場が行った協力活動に要した費用は、千葉市が負担するものとし、その金額等は協議のうえ決定



▲協定締結時の様子



▲協定先施設

2. 支援体制の整備・人材の育成

(1) 被災者支援体制の整備

避難者等の支援には、自治体において、危機管理のみならず医療、保健、福祉、住宅、教育、市民制度など多くの関係部局が関わることから、避難者等の支援の担当部局を明確にした上で関係部局が一体的に取り組む体制を構築することを検討する。

- ✓ これまでの災害でも、避難者等の状況把握、避難所の運営や環境改善、在宅避難者等支援等において関係部局や民間支援団体が連携しつつ、被災者支援の業務を一元的に担う体制を構築したり、災害対策本部と連携しながら被災者支援を行った自治体の取組が見られる。
- ✓ こうした体制の構築は、避難者等に対して最も近い立場で支援を行う市区町村のみならず、市区町村へ避難者等の支援に係る助言等やその総合調整を行う都道府県においても望ましい。

(2) 人材の育成

平時から地域の防災力を向上させる取組を通じ、自助、共助による支援能力を涵養することを検討する。

- ✓ 避難者等の状況把握のための調査者の動員、調査の実施、データの整理、支援が必要な方の支援へのつなぎ、支援につなげた後のフォローという一連の流れをコーディネートできる人材の育成を進める。
- ✓ 避難者等のアセスメントの在り方を共通させる必要があり、アセスメントに関わる人材育成の取組を進めるほか、福祉的な観点から状況の把握や必要な支援へのつなぎを担う福祉専門職の育成を、災害対応への視点からも進めることも考えられる。
- ✓ 人材育成を進めるに当たっては、経験の蓄積が重要であり、将来の災害に備え、経験者で構成される組織横断的なチームの育成という視点に立つことが重要である。
- ✓ 自助、共助の取組を進めるためには、地域の人々の役割を作っていくことが必要である。例えば、高齢者でも元気な方には支援側に回っていただくことも想定され、こうした方にどのような役割を担ってもらおうか検討することも重要である。

IV 避難者等の状況の把握

取組の point

- 在宅避難者や車中泊避難者への支援を行うに当たっては、発災直後から避難者等の状況把握を行うことが必要である。
- 状況の把握は様々な主体が実施していることから、情報連携の方法や、主体間で共通した把握すべき項目などを平時から整理する。
- 民間団体等との情報連携が重要であり、情報を取得する際の利用目的や提供先を平時から検討する。
- デジタル技術を活用して必要な状況把握を行えるよう、平時からシステムの導入や訓練等を実施することを検討する。

1. 避難者等の状況の把握の必要性等

災害関連死を防止する観点からも、避難者等の状況把握は重要である。内閣府が公表している災害関連死事例集²によると、災害関連死の原因としては、避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）や電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担、医療機関の機能停止（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）が多くを占めており、発生場所としては、自宅が最も多い割合となっている。

避難者等の状況把握は、各組織がそれぞれの職務の観点から実施している。例えば、保健師は、避難者等の健康管理の観点から、地域の在宅避難者等を訪問し、健康状態の把握等に取り組んでいるほか、災害福祉支援チーム（DWAT）は、福祉的な支援の観点から、一般避難所において、避難者等のアセスメントや相談支援を実施している。また、民間の支援団体が、地域の在宅避難者等の戸別訪問を行い、被災状況の把握、支援ニーズや困りごとの聞き取りなどを行っている事例もある。

さらに、福祉事業者についても、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられ、今後は、居宅介護支援や相談支援の事業者が、在宅で避難生活を送るサービス利用者の安否や状況の確認を担うことも想定される。

加えて、自主防災組織や自治会、民生委員・児童委員が中心となり地域住民の被災状況の把握や支援を実施している例もある。

他方で、これらの組織はそれぞれの目的・方法により状況把握を実施している

² 内閣府「災害関連死事例集（増補版）」（令和3年4月 令和5年5月追補）

ことから、関係者間の情報連携が必ずしも十分でなく、情報の重複や漏れがある場合がある。

また、状況把握の方法は、訪問等のアウトリーチにより行政側から状況把握を行う方法、罹災証明書の申請等で被災者が役所に来訪した際や在宅避難者等が避難所に物資を取りに来た際に調査票に記載してもらう方法など様々である。

2. 避難者等の状況の把握の取組

(1) 状況把握の主体と手法

状況把握を行う主体とその方法を平時から整理する。事前に実施主体の確認と役割分担等を検討する。

状況把握の方法としては、訪問等のアウトリーチによる方法や、避難者等が自ら発信する方法(避難所や支援拠点に来訪したタイミングで調査票に記載してもらう方法、アプリ等を活用して登録する方法などが想定される)、第三者からの情報提供による方法等がある。

- ✓ 避難者等の状況把握は、様々な主体がそれぞれの職務の目的及び地域の実情に応じて実施している(表1参照)。このため、こうした取組を活かしつつ、重複して状況把握が行われることがないように、調整を行う。
- ✓ アウトリーチには、人的資源が必要となるため、アウトリーチが必要な対象者を事前に検討し、要配慮者から優先的に実施することとするなど、優先順位付けをしておくことが効果的である。なお、状況把握に当たっては、最終的には全戸訪問を行うなど、支援が必要な人が見落とされないように取り組むことが望ましい点に留意する。
- ✓ 状況把握においては、難病患者、外国人、妊産婦、高齢者や障害者の方で福祉サービスを受けていない要配慮者など、平時の制度につながっていない人であって、災害時に支援を必要とする人が抜け落ちないように特に注意する(図1参照)。例えば、難病患者は都道府県レベルで情報を管理しているため、特に都道府県との情報連携を図るなどの取組が必要である。
- ✓ アウトリーチの実施可能範囲は、アウトリーチに携わる人手が地域でどの程度賄えるかに依存するところもあるため、地域の人材資源を平時から確認することが必要である。
- ✓ 状況把握の主体、方法の検討と併せて、把握した情報を基に必要な支援につなげる方策についても平時から検討を進めることが必要である。

表1 状況把握の主体の例

状況把握の主体	対象・目的
避難所の運営者	対象：避難所で物資支援を受ける者 目的：避難所外避難者の把握、必要な物資数の把握
救護班	対象：地域住民（医療ニーズのある方） 目的：医療支援
保健師	対象：地域住民 目的：住民の健康管理
介護・障害福祉サービス事業者	対象：福祉サービスの利用者 目的：利用者への継続的な福祉支援、在宅利用者の安否確認・継続的なサービスの提供
社会福祉協議会	対象：地域住民 目的：安否確認、支援ニーズの把握
自治会・自主防災組織	対象：自治会内の住民、隣近所 目的：自治会内部の共助による状況把握
NPO・当事者団体 ・ボランティア	対象：在宅避難者等全般・平時からつながりのある障害者の方等 目的：支援ニーズの把握

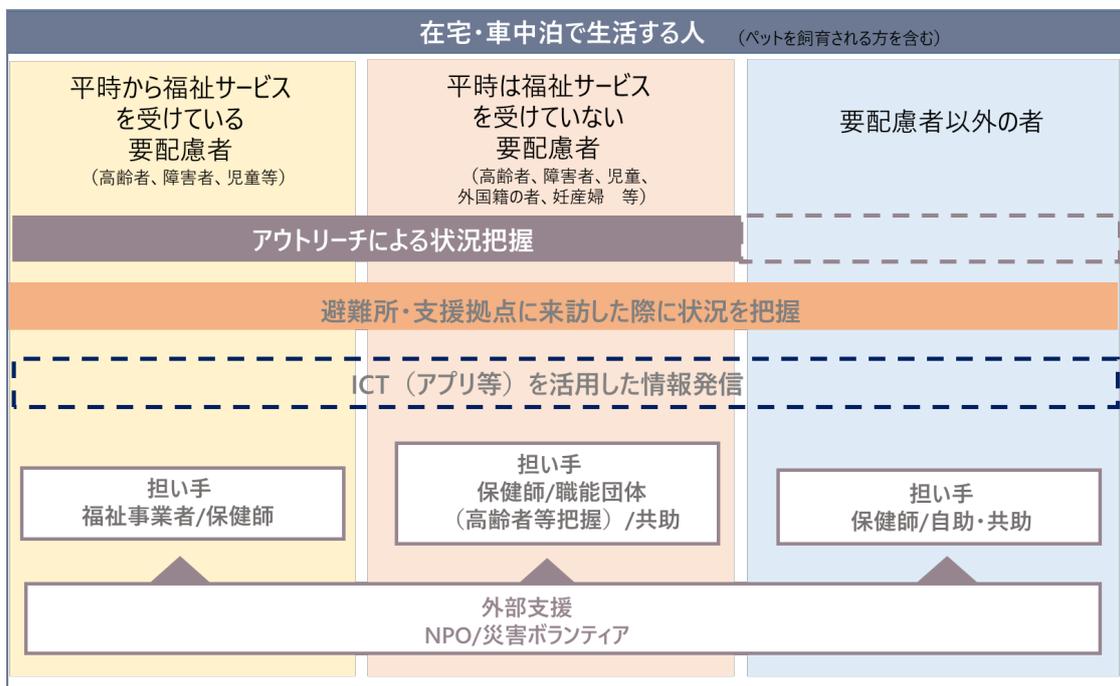


図1 状況把握の実施体制のイメージ

(2)情報の収集・集約・利用の仕組みの構築

避難者等の状況把握を漏れなく、かつ効率的に実施するため、各組織が得た情報の連携が必要である。市区町村内の関係部局が平時から連携し、情報の収集・集約・利用について認識の共有や役割分担の明確化を行うとともに、民間支援団体との情報連携の方法を平時から検討する（図2参照）。

- ✓ 平時より集約方法のマニュアル化や関係部局が横断的に利用できる共通のデータベースを整備しておくことが効果的である。その際、特定の分野に精通した専門家でしか収集できない情報と、誰でも共通して収集可能なものではあるものの、繰り返し収集することは望ましくない情報がある。情報の質を踏まえつつ、関係者が協働して被災者の情報を統一的に整理していくことが重要である。
- ✓ 情報の入力や整理は担当者の大きな負担となるため、デジタル技術も利活用し、負担軽減、業務の効率化を図る。

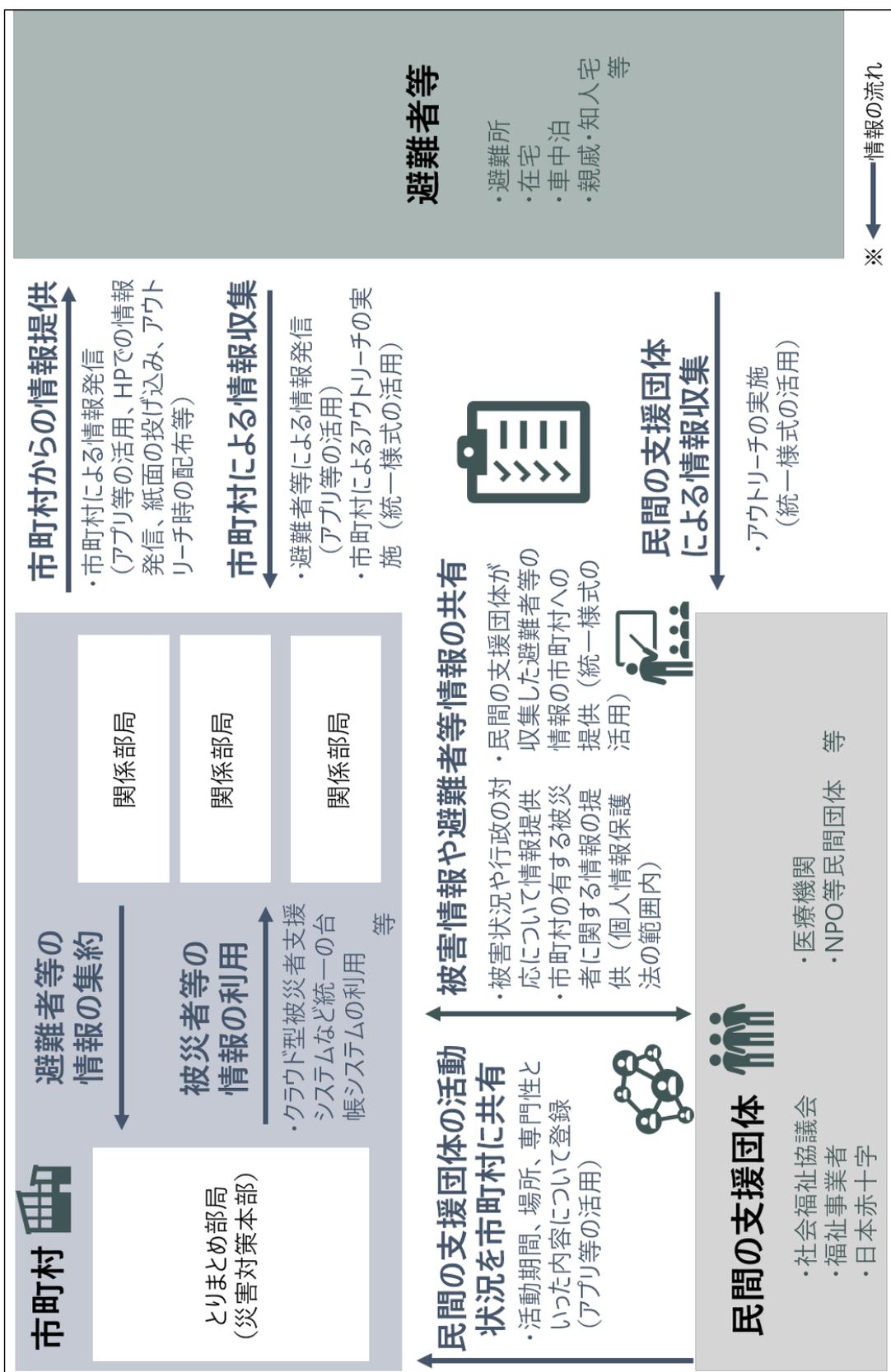


図2 情報の流れと関係者のイメージ

(3)情報の利用目的と提供先

各自治体や民間支援団体において、具体の事案や情報の性質等を踏まえ、平時から情報の利用目的や共有範囲を検討する。

- ✓ 避難者等の状況把握に当たっては、行政と民間支援団体との個人情報共有の適切な実施やその後の必要な支援を行うため、避難者等から情報を収集する際に、個人情報に係る対応を適切に行う必要がある。
具体的には、下記の対応が必要となる。
 - ・自治体においては、個人情報の保有は法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限られ、かつ、保有に当たっては利用目的を適切に特定する。
 - ・民間支援団体においては取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特定し、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知又は公表した上で要配慮個人情報の取得や個人データの第三者への提供を行う場合は本人の同意を得る。
 - ・その上で、いずれの主体においても、本人から直接電磁的記録を含む書面に記録された個人情報を取得する場合にはあらかじめ利用目的を明示する。
- ✓ 発災直後から適切に状況把握を行うため、各段階における利用目的と提供先について、表2のとおり整理するとともに、利用目的の記載の仕方について、行政機関が使用するひな形を図3に、民間団体が使用するひな形を図4に整理しているので検討の参考にされたい。

表2 各段階において想定される個人情報の利用目的と提供先の例

	発災直後～	避難生活段階～	仮設住宅への移行検討段階～
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問 ・ 支援物資の提供 ・ 支援情報の提供 ・ 保健医療活動 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問・見守り ・ 支援物資の提供 ・ 支援情報の提供 ・ 災害ボランティアの紹介 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問・見守り ・ 自立・生活再建支援方策の検討（災害ケースマネジメント） ・ 心のケア活動 ・ 避難者の健康管理 ・ 支援情報の提供 <p style="text-align: right;">等</p>
提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の関係部局 ・ 日本赤十字等医療関係者 ・ 保健師等応援職員 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の関係部局 ・ 日本赤十字等医療関係者 ・ 社会福祉協議会等福祉関係者 ・ NPO等民間支援団体 ・ 自主防災組織 ・ 民生委員・児童委員 ・ 町内会・自治会長 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の関係部局 ・ 社会福祉協議会等福祉関係者 ・ 弁護士、建築士等の士業関係者 ・ 警察・消防 ・ NPO等民間支援団体 ・ 民生委員・児童委員 ・ 町内会・自治会長 <p style="text-align: right;">等</p>

(行政機関が使用する調査票)

【期間】【支援内容】を行う目的に利用します。また、【支援内容】を実施するにあたり、内部での情報共有や【提供先】等へ情報提供を行う場合があります。

(例) 避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO 等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【同意の取得】

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する 同意しない

※個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないとされている（個人情報保護法第 20 条第 2 項）。地方公共団体が NPO 等の民間支援団体に提供する情報に要配慮個人情報が含まれる場合、提供先の民間支援団体が要配慮個人情報を取得することとなるため、地方公共団体が個人情報を取得する際に同意欄を設け、提供先の民間支援団体による要配慮個人情報の取得を伴う地方公共団体から当該民間支援団体への情報提供について同意を取得しておくことが考えられる。

図 3 行政機関が使用する調査票の利用目的の記載例

(NPO等の民間団体が使用する場合の調査票)

【期間】【支援内容】を行う目的に利用します。また、【支援内容】を行うため【地方公共団体】へ情報提供を行う場合があります。なお、【地方公共団体】において、【支援内容】を行うため、その際、【提供先】に本情報を提供する場合があります。

(例) 避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

【同意の取得】

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する 同意しない

※個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供してはならないとされている（個人情報保護法第20条第2項、第27条第1項）。そのため、NPO等の民間の支援団体が要配慮個人情報を取得し、又は地方公共団体への情報提供を行う場合は、同意欄を設け、同意を取得する必要がある。また、提供する情報に要配慮個人情報が含まれる場合、提供先の地方公共団体が他の民間支援団体に情報を再提供するに当たり、再提供先の他の民間支援団体が要配慮個人情報を取得することとなるため、地方公共団体から他の民間支援団体への情報提供についても、本同意書により同意を取得しておくことが考えられる。

図4 NPO等の民間団体が使用する場合の調査票の利用目的の記載例

(4)把握すべき情報

様々な主体が連携して情報を収集する観点からは、保健、福祉、NPO 等の民間団体、行政等の関係者が共通の調査票を利用することが望ましいことから、平時から地域の実情に応じた共通の調査票を作成し、関係者間で共有することを検討する。

- ✓ 把握すべき標準的な項目の例は、表 3 に示している。整理に当たっては、基礎情報のほか、A：発災直後～、B：避難生活段階～、C：仮設住宅への移行検討段階～の段階ごとに把握すべき情報を分けている。また、各項目は世帯ごとに収集するものとしつつ、世帯内の個々人に関する情報が必要なものについては、その人ごとに把握できるように整理している。平時から自治体において、表 3 の項目を参考に、調査の主体や段階ごとに、調査項目の検討を進める。
- ✓ 同一の項目であっても、状況把握の段階により、回答や意向に変化がある場合もある。例えば、当初災害ボランティアセンターへの依頼のニーズがなかった場合であっても、罹災証明書の判定の結果を受け、ボランティアセンターへの依頼の意向が出てくるといったことが想定される。
- ✓ 平時から収集可能な情報や利用可能な情報について、災害に備え準備しておくことで、災害時の負担を軽減することができる。

その際、

- ・自治体においては、個人情報の保有は法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限られ、かつ、保有に当たってはその利用目的を適切に特定し、原則として特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用・提供することが求められる。
- ・民間支援団体においては、取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない上、要配慮個人情報の取得や個人データの第三者への提供を行う場合は、原則として本人の同意を得る等の対応が求められる。
- ・いずれの主体においても安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる等適切な個人情報の取り扱いに留意する。

中、医療サポートの利用状況	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を利用している <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 人工透析〔 <input type="checkbox"/> 血液透析 <input type="checkbox"/> 腹膜透析 〕 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 抗凝固薬の定期的投薬 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦〔 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 非産科 合併症： 〕 <input type="checkbox"/> 定期的に服薬が必要（現在、〔中断 ・ 継続〕 ） → <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 血糖降下薬 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 → 〔医薬品名： 〕
②かかりつけの医療機関名	
(1) 基礎情報 個別項目【福祉関係情報】	
要配慮者氏名	※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入
①訪問看護などの医療サービスを利用しているか	<input type="checkbox"/> 有〔利用している事業所名： 〕 <input type="checkbox"/> 無
②要介護（支援）認定などを受けているか等	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明 〔利用している居宅介護支援事業所等の名称： 〕 <input type="checkbox"/> 無
③障害者手帳を持っているか	<input type="checkbox"/> 有〔 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳〕 〔具体的な障害の種類等： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害〕 <input type="checkbox"/> 無
④デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用しているか	<input type="checkbox"/> 有〔利用している事業所名： 〕 → <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 無
⑤日常生活の介助が必要か	<input type="checkbox"/> 介助は必要ない <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動

	<input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断 <input type="checkbox"/> 全介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断			
(2) 被災状況		A	B	C
① ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある（復旧していないものをチェック） → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 居所までの道路 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	○	○	○
② 家屋（建物）の被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった（家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど） <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった（瓦が落ちた、外壁がはがれたなど） <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった → 被害の概況：〔 〕 <input type="checkbox"/> 被害はなかった	○	○	
	【水害の場合】 浸水被害： <input type="checkbox"/> 浸水被害なし <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 土砂被害： <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床上の土砂被害 <input type="checkbox"/> 床下の土砂被害 ⇒被害がある場合の土砂撤去の状況：〔 〕		○	○
③ 被災後の片付け	<input type="checkbox"/> 自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼した → 依頼内容：〔 〕 現状： <input type="checkbox"/> 活動が完了した <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 追加で頼みたい <input type="checkbox"/> まだ来ていない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼していない → 理由： <input type="checkbox"/> 頼み方が分からない <input type="checkbox"/> 連絡手段がない <input type="checkbox"/> 何を頼めるのか分からない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターを知らない <input type="checkbox"/> ボランティアに入ってほしくない <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
④ 居住スペースの状況	<input type="checkbox"/> 自宅で生活可能 <input type="checkbox"/> ライフラインが復旧すれば自宅で生活可能 <input type="checkbox"/> 今後、修繕・リフォームが必要 <input type="checkbox"/> 再建・転居が必要		○	
(3) 現在の健康面・生活環境について		A	B	C
① 健康状態の変化	変化があった者の氏名：		○	○

		※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入		
健康状態	<input type="checkbox"/> 疲労がたまっている <input type="checkbox"/> 日常生活に支障が生じている <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
今ある症状	<input type="checkbox"/> 痛み（膝、腰、ほか） <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 風邪等（熱、だるさ、咳等） <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
受診の状況	<input type="checkbox"/> 受診する必要がない <input type="checkbox"/> 問題なく受診できている〔病院名： 〕 <input type="checkbox"/> 受診できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 病院が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
服薬の状況	<input type="checkbox"/> 薬を服用していない <input type="checkbox"/> 問題なく服用できている <input type="checkbox"/> 服用できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 受診できていない <input type="checkbox"/> 薬局が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
②生活面の 変化	変化があった者の氏名 ※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入		○	○
精神面	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 気持ちが落ち込む <input type="checkbox"/> 不安感が強い <input type="checkbox"/> 気分が高揚している <input type="checkbox"/> その他〔 〕 →相談相手の有無 <input type="checkbox"/> 有〔相談先： 〕 <input type="checkbox"/> 無		○	○
睡眠	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 眠れない <input type="checkbox"/> 何度も目が覚める <input type="checkbox"/> 常に眠い <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
食欲・食 事等	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 増えた <input type="checkbox"/> 減った		○	○
③食物ア レルギー	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 原因食物： 〕 <input type="checkbox"/> 無		○	○
食物へ の 困難	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 食形態： 〕 <input type="checkbox"/> 無		○	○
の 疾病等に	<input type="checkbox"/> 有〔誰が： 〕		○	○

配 慮	よる食事 制限	制限が必要な食品・栄養素： <input type="checkbox"/> 無			
④	食事内容	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化した 現在の内容 <input type="checkbox"/> 自炊している <input type="checkbox"/> インスタント食品が中心 <input type="checkbox"/> スーパー等のお惣菜が中心 <input type="checkbox"/> 外食が多い <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑤	調理・食事 環境	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 台所が使えない <input type="checkbox"/> カセットコンロを使用している <input type="checkbox"/> 食事を準備できる環境がない（食器が洗えない等） <input type="checkbox"/> 食事を準備する時間がない <input type="checkbox"/> 食事を準備する体力がない <input type="checkbox"/> やる気が起きない <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑥	冷暖房設 備	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 冷房が使えない <input type="checkbox"/> 暖房が使えない <input type="checkbox"/> 給湯器が使えない <input type="checkbox"/> その他 []	○	○	○
⑦	車の被災 の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		○	○
⑧	移動の困 難	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり →困難な理由 <input type="checkbox"/> 外出に手助けが必要 <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 費用がかかる <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑨	車・移動手 段	<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 親戚等の送迎 <input type="checkbox"/> 車両は元々保持していない <input type="checkbox"/> その他主な移動手段 []		○	○
⑩	買い物	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり →困難な理由 <input type="checkbox"/> 商店等が遠い <input type="checkbox"/> 買い物機会が少ない（移動販売 車の頻度、場所等） <input type="checkbox"/> 商品が少ない・足りない <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑪	生活費	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 求職している <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 生活保護等の行政支援 <input type="checkbox"/> 仕送り等 <input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> その他		○	○
⑫	通勤	<input type="checkbox"/> 困難なし		○	○

	<input type="checkbox"/> 困難あり〔具体的内容： 〕			
⑬通学	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり〔具体的内容： 〕		○	○
(4) 今後の生活再建について				
① 今後の住まい予定	<input type="checkbox"/> 自宅に居住 → <input type="checkbox"/> 現状のまま <input type="checkbox"/> 修繕・リフォームを検討 <input type="checkbox"/> 建て替え <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 転居を検討 → <input type="checkbox"/> 公営住宅に申し込む <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 親戚・知人宅 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 分からない →居住地の希望 → <input type="checkbox"/> 災害前と同じ地区 <input type="checkbox"/> 同じ町内で別の地区 <input type="checkbox"/> 町外に出たい(出る予定) <input type="checkbox"/> 考えられない <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 今後の住まいについて考えられない(悩んでいる)		○	○
② 上記を進めるに当たっての課題等	<input type="checkbox"/> 課題はない(実施可能) <input type="checkbox"/> 課題がある → <input type="checkbox"/> 資金調達 <input type="checkbox"/> 住宅として使えるかわからない <input type="checkbox"/> 家族間の合意 <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
③ 罹災証明申請	<input type="checkbox"/> 申請済み → <input type="checkbox"/> 未発行〔 <input type="checkbox"/> 発行待ち <input type="checkbox"/> 2次調査申請中 〕 <input type="checkbox"/> 発行済み〔 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊〕 <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由 〕			○
④ 義援金	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由 〕			○
⑤ その他支援金	<input type="checkbox"/> 申請済み (<input type="checkbox"/> 生活再建支援金 <input type="checkbox"/> 災害弔慰金 <input type="checkbox"/> 災害見舞金) <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由 〕			○
⑥ 支援情報	<input type="checkbox"/> 十分に情報を入手出来ていると感じる <input type="checkbox"/> 一定程度の情報は入手できていると感じる <input type="checkbox"/> 情報が入手出来ていないと感じる			○
(5) その他		A	B	C
① その他(困っていること、伝えたいこと)	例:物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入(被災者が発言したものを記載)	○	○	○
② 対応者等の所感	例:見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入(被災者に対面した者が感じたことを記載)	○	○	○

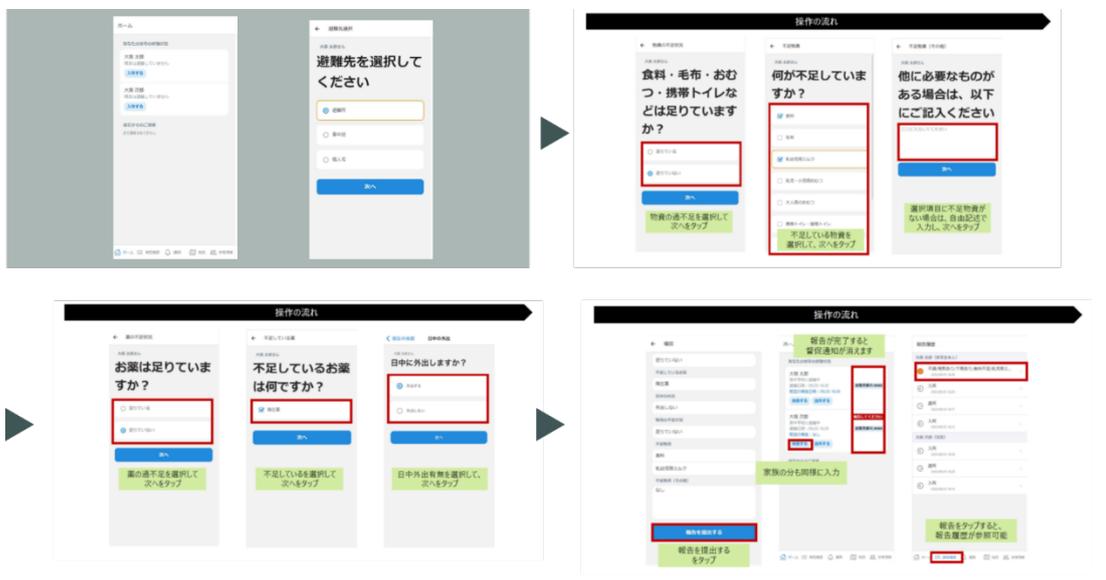
※A: 発災直後～

B: 避難生活段階～

【コラム】 デジタル庁の実証実験アプリ

- デジタル庁では、デジタル技術を活用した避難者支援業務の業務改善に関する実証実験を実施中。
- 避難先の選択画面において、車中泊、個人宅を選択することができ、避難場所を登録した上で、物資や薬の不足状況、家族の情報についてアプリ上で登録し、市町村に情報を登録することが可能。
- 当該アプリのソースについては、希望した自治体などに提供している。

URL:



V 在宅避難者の支援

取組の point

- 災害発生時には、避難所だけでなく在宅の避難者にも必要な支援を行うことが求められる。
- 避難所を在宅避難者等の支援の場としても機能するものとして設置することに加え、在宅避難者の支援の拠点を設置し、水・食事、物資等の提供、支援情報の発信等、必要な支援を行うことを検討する。
- 小規模な支援拠点は、自治会や自主防災組織を中心に共助の取組として運営することを検討する。
- 広域な支援拠点を行政が主体となって設置し、水・食事、物資等の提供、支援情報の発信等に加え、相談窓口の設置や申請窓口を設置するなど、幅広い支援を提供することも検討する。
- 避難者等への救援物資の配布、炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな生活支援等、災害においてボランティアやNPO等の民間支援団体が果たす役割は極めて大きいことから、積極的に連携する。
- 在宅避難者等の支援拠点において支援を実施した場合でも、災害救助法による「避難所の供与」「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の給与」として行われる支援内容に該当する範囲で同法の対象となることから、自治体においては、在宅避難者等の支援拠点の設置・運営の方法の検討と併せて、同法の運用についても準備を進める。

1. 在宅避難者支援の考え方

「在宅避難者」とは、単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、或いはなんらかの支援を受けて避難生活を送る人であり、必要な支援を実施する必要がある。

これまでの災害における在宅避難者等の発生状況や分散避難の取組の推進の観点を踏まえ、また、大規模災害時に避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、各自治体において、避難所以外の避難者等の支援の方策を検討し、平時から準備を進めておく。

(1) 在宅避難者等への支援の内容

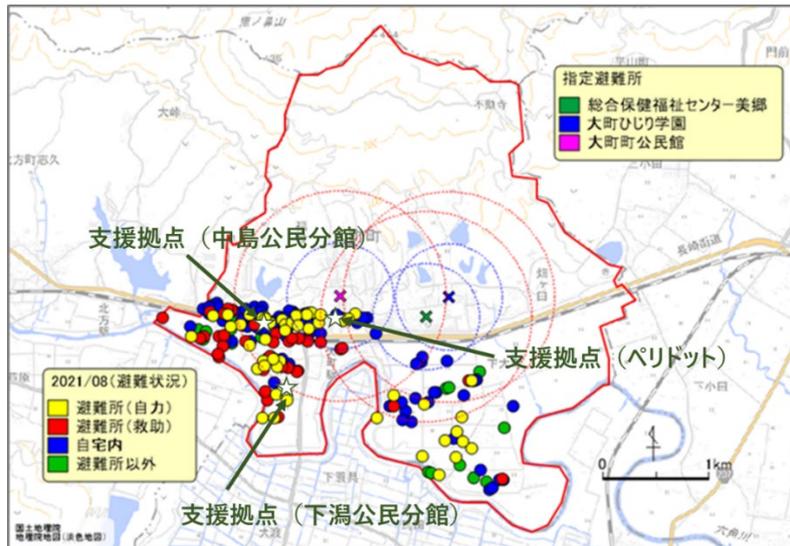
尊厳のある生活を営むためには、避難所外で避難生活を送る場合であっても、避難所の避難者等と同等の支援を受けられるようにする必要がある。支援の検討に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「避難所運営ガイドライン」、人道憲章の枠組みに基づき生命を守るための主要な分野において最低限満たされるべき基準を示したスフィアスタンダード³などを参考に必要な支援を検討する。

- ✓ 在宅で避難生活を送る避難者等には、在宅で避難生活を送るために不足する物資について支援を行う必要がある。例えば、ガスや水道の途絶について困っているという状況であれば、カセットコンロ・ボンベや飲料水等の物資支援を行う。
- ✓ 在宅避難者等の支援に当たっては、必要な物資等において季節性も考慮する。インフラの被災状況を勘案し、夏季であれば高温や熱中症への対策、冬季であれば暖を得るための物資を配布する等低温への注意が必要である点に留意する。
- ✓ 過不足のない適切な支援を実施するためには、避難者等の状況把握を確実にし、支援のニーズを把握することが重要であるが、避難所での支援と同様、発災直後の段階においては、状況の把握と並行して、水や食料、トイレの提供といった支援を行う必要があることに留意する。
- ✓ 例えば、水害であれば自宅の片付けに使用する防塵マスク、ゴム手袋等といった、災害の種類や被災状況に応じた物資の提供等も検討する。

³ スフィアプロジェクトは、被災者にとって「正しい」支援とは被災者が安定した状況で、尊厳を持って生存し、回復するために、あるべき人道対応・実現すべき状況とはどのようなものか整理している。この国際的なプロジェクトでは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」（スフィアスタンダード）が「スフィア・ハンドブック」にまとめられている。

【コラム】災害時の在宅避難者の支援拠点の設置例（佐賀県大町町）

- 佐賀県大町町では、令和3年8月豪雨の際に、指定避難所の開設のほかに、被災者が困りごとを相談し、当該被災者と公的支援制度や民間ボランティア等の支援者をつなぐ拠点として3か所の地域支援拠点を設置し、当該拠点より在宅避難者等に対して、物資支援等を実施。



- 支援交流拠点は、在宅避難者に対する支援物資の拠点として、また、住民の生活相談拠点としての役割を果たすことを目的としている。
- 支援物資拠点としては、水・食料等の救援物資の配布のほか、他の指定避難所で調理した温かい食事の提供等を実施。
- 生活相談拠点としては、被災者のニーズ収集・在宅避難状況の把握等、生活相談等についての支援を実施。

大町交流拠点
フリースペースPeri.

現在フリースペースペリドットは
支援活動拠点として、以下のことを行っています。

- ・送風機の貸し出し
- ・資機材の貸し出し
- ・お茶やタオルなどの支援物資の提供（被災者のみ）
- ・家屋の相談対応（専門家への相談もできます。）
- ・各種支援制度のご案内
- ・子どもの心のケアに関する相談

営業時間 9:30~16:00
お問い合わせ先: 080-2579-9800

被災した方に役立つ情報を公式LINEアカウントにて配信しています。ぜひご登録ください。

フリースペースPeri. LINEQRコード



□ 具体的な支援物資の例

布マスク、不織布マスク、防塵マスク、防塵ゴーグル、ハンガー、スリッパ、使い捨てスリッパ、長靴、スニーカー、古タオル、生理用品、アルコールジェル、消毒スプレー、除菌用水溶液、懐中電灯、リンス、シャンプー、紙コップ、スプーン、汗拭きシート、毛布、タオルケット、マットレス、Tシャツ、ショーツ、パンツ、クイックルワイパー、ゴミ袋、ごみ袋、ごみバケツ、冷却パック、食料、飲料 等

(2)在宅避難者等を支援するための拠点の設置

避難所以外の避難者等の支援に当たっては、被災状況や避難所の状況などに応じ、在宅避難者等が水や食料、トイレ等必要な物資の受取りや利用をしやすい場所に支援の拠点を設置することを検討する。

災害時は行政の体制がひっ迫することが想定され、各自治会レベルの支援拠点の運営を行政主体で行うことは難しいと考えられることから、こうした支援拠点の運営・管理は、地域の自助、共助や外部支援と連携することを目指すべきである。

- ✓ 在宅避難者等の支援拠点の規模や備えるべき機能は、当該支援拠点が目指すべき支援の内容により判断する。例えば、避難所に来られない人のための物資等を配布する場所であれば、自治会等の単位で支援拠点を設置することが適切であり、求められる機能としては、物資配布や情報提供、トイレの設置などが想定される。
- ✓ 複数の自治会や町内会をカバーする、或いは住民全体を対象とするような広域の拠点として運営することも考えられる。このような拠点では、物資配布や情報提供機能に加え、罹災証明書の申請や屋根の応急修理に使用するブルーシートの申し込み、福祉関係も含めた相談受付機能、交流の拠点としての機能を有するものとするのが考えられる。
- ✓ 大規模な広域支援拠点等については、行政が運営するといった場合も考えられる。地域住民や民間支援団体と事前に協議するなど、地域の実情に応じた運営体制を平時から検討しておくことが重要である。
- ✓ 支援拠点の設置場所として、地域の公民館、自治会館、公園、コンビニエンスストア等の屋外スペースのほか、行政や商業、教育の拠点となっている場所、寺社といった住民が集う場所が候補として考えられる。また、近年では災害発生時に、相談窓口の設置や物資の配布を車両を利用して実施した例もあり、こうしたモビリティの活用も考えられる。
- ✓ 周囲に比べて物理的に大きな被害がないように見える人であっても、停電や断水等の状況によっては日常生活に支障が生じている可能性もある。また、季節によっても必要とされる支援は異なる。それらの人の中には地域の支援拠点に行きにくいと感じる場合もあるため、被災の程度にかかわらずに行くことのできる広域的な拠点という観点から設置することも想定される。
- ✓ 支援拠点を地域の交流の場とするなど、平時から活用することで、災害にも利用しやすい環境とするほか、平時からコミュニティ活動や民間支援団体の活動の場となっているところを災害時の拠点とすることも考えられる。
- ✓ 水害の場合であれば、支援拠点の機能として、被災者が自宅の片付けに使用するスコップや扇風機・サーキュレーター等の貸出等について、民間の支援団体と連携しながら実施するなど、行政職員の関与や NPO 等の協力を得

て、拠点としての機能を充実させることも考えられる。

【コラム】 災害時在宅生活支援施設の設置（東京都三鷹市）

- 三鷹市では、平時から災害時在宅生活支援施設の整備を進めている。
- 災害時在宅生活支援施設では、仮設トイレの設置や炊き出しの実施、救援物資等の配給の実施が想定されているほか、これに限らず地域の防災の活動拠点として、情報共有やコミュニティの「場」として活用の発展が期待されている。
- 原則として、自治会等の地域住民による運営が想定されており、平時から訓練等も実施されている。

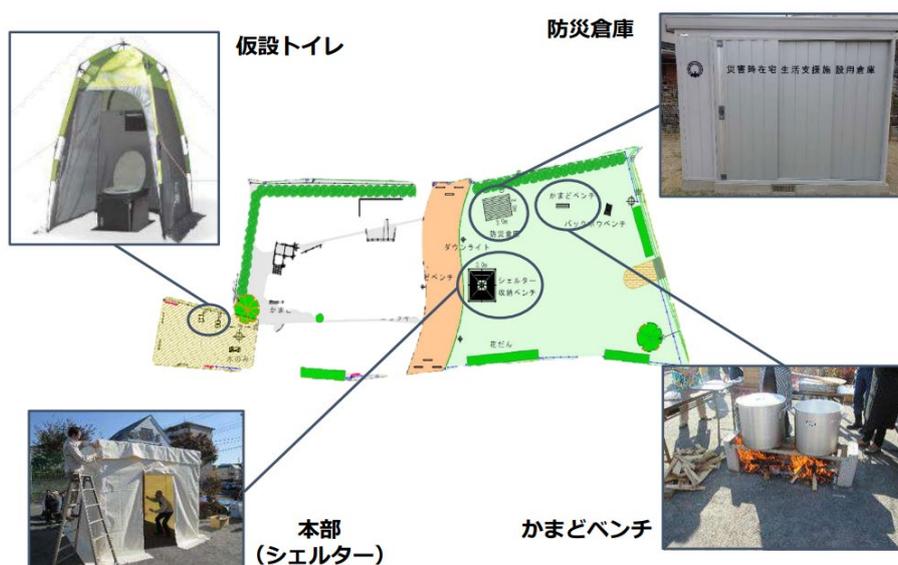
	避難所	災害時在宅生活支援施設
機能	市民が一定期間生活をする場所	自宅で避難生活を送る在宅避難者に対して、ライフラインの途絶等に伴うトイレや食事、情報提供などの一定の支援を行う場所
運営主体	自主防、学校、市などの避難所運営委員会	原則として、当該施設の町会・自治会を中心とする地域住民
開設基準	市内の被害状況や施設及び施設周辺の被害状況などに応じて、市災害対策本部長が決定する。	①市が開設を要請する場合（避難所がすでに開設されている状態で、ライフラインの途絶が継続している場合など） ②町会・自治会など地域住民が開設の必要があると判断した場合

▶ 具体的にどのような整備を行うのか
【パートⅡ】必要資器材の用意

標準項目	標準数量
炊出し釜（30リットル）	1台
テント（2間×1.5間）	1張
仮設独立トイレ（洋式）	2基
トイレトイレットペーパー	120巻
薪（5kg）	1箱
炊飯鍋	5,000枚
給水袋	20枚

※資器材の内容については、町会・自治会等と事前に検討し決定する。

↑このマークが設置です



▲ 災害時在宅生活支援施設のイメージ

【コラム】 災害時の拠点化を想定した取組（愛媛県宇和島市）

- 特定非営利活動法人 U. grandma Japan（愛媛県宇和島市）は、平成30年7月豪雨災害の際に炊き出し支援を実施するとともに、災害後は、災害経験を踏まえた「食の支援」の改善が必要との問題意識から、子ども食堂を立ち上げ支援を行っている。
- 子ども食堂は、災害時には、炊き出しや居場所の提供を行う拠点として運営することを想定した取組が行われている。
- 平時から生活困窮者やひとり親家庭への食糧支援を行う子ども食堂のような施設を、災害時には、在宅避難者等の支援を行う地域の支援拠点として活用することは、フェーズフリーの取組としても好事例であり、実効性のある被災者支援につながるものでもあると考えられる。



- ▲ 平時の炊き出しでは、市で保有する炊き出し用の調理機器や宇和島市子ども食堂連絡協議会が所有している大釜など、災害時にも活用する機材を使用。また、運営には高校生がボランティアで参加。

2. 平時からの取組

(1) 在宅避難者等の支援拠点の設置に係る検討

在宅避難者等の支援拠点は、規模、機能、設置主体、運営主体等の点について、様々な形態が想定されるところであり、平時から地域の実情に応じ、都道府県、市区町村、地域の自治組織や民間の支援団体等様々な設置や運営の主体を想定して、各主体が準備を行うよう検討する。

- ✓ 災害時に速やかに在宅避難者等の支援拠点を開設し、適切に支援物資や支援情報を避難者等に届けるためには、事前に地域において支援拠点の設置や支援内容等を検討し、住民への周知や訓練を実施するなど、地域が主体となり、平時から取組を行うことが重要である。
- ✓ 自治会等の単位で設置される支援拠点の運営は、自助、共助や外部支援と連携することを目指すべきであり、この場合、行政の役割は、平時から備蓄の確保に努めるよう住民や自主防災組織に促すことや、外部の支援との連携や自治会等の取組を通じた共助の強化への支援が中心になると考えられる。
- ✓ 平時からの準備に加え、災害発生後に必要な支援拠点を追加的に設置することや、外部支援者が新たな支援拠点を設ける取組も重要である。支援拠点は、設置場所や開設条件について事前に公表するなど予め計画して設置するものと、発災後に被災状況に応じて設置場所を検討して開設するもの両輪で取り組むことが必要である。

(自治会等地域住民等が主体となって拠点を設置・開設する場合)

- ✓ 支援拠点となる場所、運営体制、民間支援団体との連携、拠点機能を果たすための環境整備、記録・帳簿の整備等について、自治会や自主防災組織等地域において検討を行う。必要に応じ、管理者の使用許諾を取得する。
- ✓ こうした支援拠点が設置された場合には、設置場所や運営主体について市区町村側でも把握できるようにする。市区町村においては、事前の届出を課すなどにより、平時から支援拠点の情報を把握しておく。

(自治体側で把握しておく事項の例)

- ・ 支援拠点の所在地
- ・ 運営の代表
- ・ 担当者の連絡先
- ・ 対応する災害に関する情報
- ・ 車中泊避難者の受け入れの有無
- ・ トイレ等設備に関する情報

・想定される利用者数 等

【コラム】 自主防災組織等が運営する届出避難所（岡山県倉敷市）

■岡山県倉敷市では、地域防災力強化のため、平成25年度から、地域の集会所や企業・団体等から使用許諾を得た施設等を、災害時に避難所として自主防災組織が運営する場合、事前の申請により届出避難所として認定する取組を実施している。認定された場合には、あらかじめ備蓄品を市が配備することとなっている。

●対象の集会所等

- 1 災害時に避難所として使用することについて、所有者又は管理者の使用許諾を得てください。
- 2 災害の種別によって、開設に条件を付します。
※指定避難所又は指定緊急避難場所（小学校や公民館など）を届出避難所とすることはできません。

●申請から認定、避難所開設から閉鎖までの手順

- 1 自主防災組織内で、避難行動を行う際に拠点とできるような集会所等がないか話し合う。
- 2 災害時の使用について、建物の所有者又は管理者の使用許諾を得る。
- 3 必要事項を記入した届出避難所設置申請書と添付書類を市へ提出する。
- 4 市は、提出された申請の適否を決定し、その旨を通知する。
- 5 備蓄品を配備する。
- 6 災害時必要に応じて届出避難所を開設する。
- 7 開設後速やかに、開設時間、避難者数等を市へ報告する。
- 8 閉鎖後、届出避難所報告書を市へ提出する。

●備蓄品の配備

届出避難所に認定された場合は、施設等の収容可能人数により毛布、保存水、非常食を市の備蓄品として配備します。

収容可能人数	備蓄品	数量
1人から30人まで	毛布	10枚以内
	保存水	24本以内
	非常食	24食以内
31人から60人まで	毛布	20枚以内
	保存水	48本以内
	非常食	48食以内
61人以上	毛布	30枚以内
	保存水	72本以内
	非常食	72食以内

●避難所運営上の留意事項

- 1 届出避難所の運営及び維持管理は、自主防災組織が自ら行うこと。
- 2 運営に関する費用のうち、備蓄品以外は自主防災組織の負担とすること。
- 3 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた被害にかかる賠償等については当事者の負担とすること。
- 4 備蓄品を使用した場合、又は、消費期限を経過した場合は、市に連絡し補充を受けること。
- 5 届出避難所を廃止するときは、届出避難所廃止届を、市へ提出すること

倉敷市HP (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/36584.htm>)

(自治体が主体となって拠点を設置・開設する場合)

- ✓ 大規模な広域支援拠点、発災後に自治会や自主防災組織等による運営を確保できない地域で開設する支援拠点などについては、自治体が開設主体となることも想定される。自治体が開設主体となる場合は、場所、運営体制、民間支援団体との連携、拠点機能を果たすための環境整備、記録・帳簿の整備等について自治体側で検討する。

(2)在宅避難者等の支援拠点の事前の周知等

支援拠点の設置場所や支援の内容について、市区町村の HP や自治会の会報誌、掲示板等、様々な媒体を用いて平時から周知することで、災害時の円滑な利用を促すことを検討する。

- ✓ 地域の自主的な運営により設置する場合は、その旨を周知する。
- ✓ 在宅避難者等の支援拠点の駐車スペース等を活用し、車中泊避難を行うためのスペースを設置する場合は、その旨及び注意点の広報を実施する。
- ✓ 在宅避難者等の支援拠点の事前の周知と併せて、避難所においても在宅避難者が物資や情報等を受け取れることについても周知を行う。
- ✓ 支援拠点を開設した場合の開設している旨の情報や受けられる支援内容等の発信の方法についても検討する。

(3)訓練等の実施等

自治体の防災訓練等に合わせて、地域で支援拠点の開設・運営訓練(支援拠点を中心とした地域住民との連携のほか、行政との情報連携や支援物資の受け渡し等)を実施することを検討する。

- ✓ 特に、あらかじめ計画して設置する支援拠点について、平時から地域の自治会等が関与し、拠点を活用した訓練を実施する。
- ✓ 支援拠点としての運営に必要な備品等について、平時から支援拠点となる場所に備蓄を行うなど、開設・運営に向けた準備を行う。

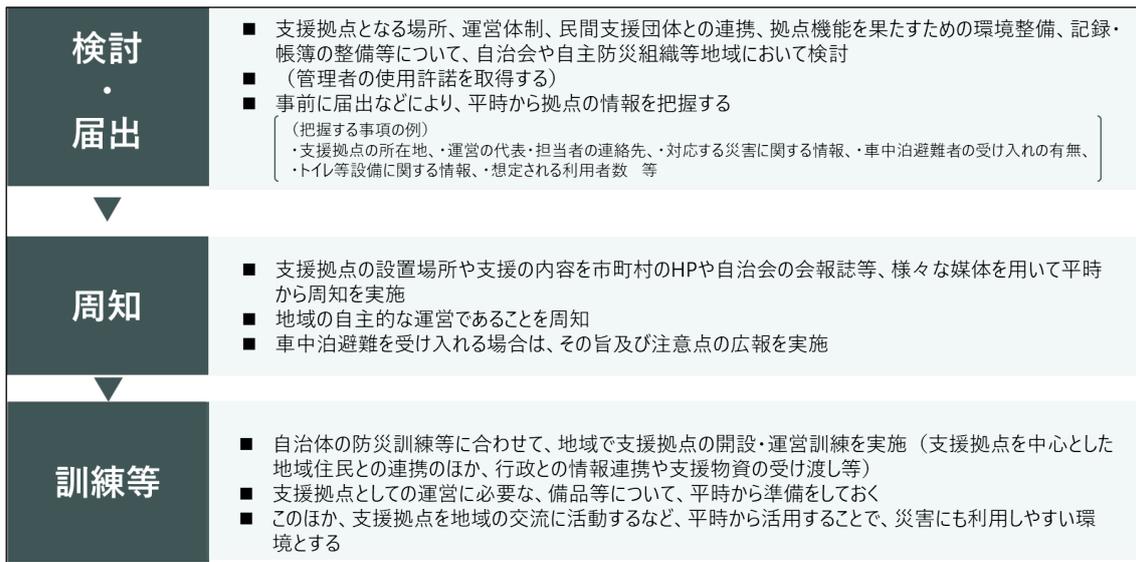


図3 支援拠点設置に向けた平時の取組の流れのイメージ

3. 発災時における対応

(1) 支援拠点の開設、運営・管理

災害が発生した場合、被害の状況や避難所の開設状況等を勘案し、必要な支援拠点を開設することを検討する。

① 支援拠点の設置・開設

- ✓ 支援拠点の開設は、被害の状況や避難所の開設状況等を勘案して検討する。
- ✓ 自治会等地域住民等が主体となって設置する支援拠点については、発災2日目、3日目以降など、家庭における備蓄等の状況や主体となる地域の住民等の取組が可能となるタイミングで開設する。
- ✓ 自治体が主体となって設置する支援拠点については、避難所の開設状況や地域の在宅避難の実施状況、自治体内の体制等を勘案し、必要と考えられるタイミングで開設する。

(自治会等地域住民等が主体となって拠点を設置・開設する場合)

- ✓ 発災後、体制が整ったところから必要に応じ、あらかじめ支援拠点としていた場所を開設する。開設した場合には、その旨を市区町村に届け出ることなどにより、連絡体制を構築するほか、利用者名簿を作成し、必要な物資の数等を確認するなど、必要な支援を受けられるようにする。
- ✓ 支援拠点の運営の動きと留意点、行政の対応を表4に整理した。これを参考としつつ、設置主体及び市区町村において必要な対応を行う。

表4 在宅避難者等の支援拠点の運営

	拠点運営の動きと留意点	市区町村（行政）の対応
開設時	・開設した旨、開設場所、運営主体の連絡先、拠点の開設時間を市区町村に連絡	・開設している支援拠点の把握、整理 ・支援拠点の開設情報や受けられる支援内容等の情報を発信
開設中	・支援拠点の利用者名簿の作成（必要な食料・飲料水等の数、その他の必要な物資の内容や数量を把握） ⇒行政から食料・飲料水等の支給を受ける場合は、定期的に利用者数や必要数を報告	・各支援拠点の利用者数、食料等の必要な物資数を集約
	・支援拠点の利用者について、市区町村側で状況把握が済んでいない者について、支援拠点に訪問した際に、調査票等の記入を依頼。	・支援拠点で把握した情報の集約・蓄積を実施
	・食料、飲料水、支援物資の配布等 ※食料の配布を行う場合には、衛生管理に留意する。	・配布する食料、飲料水、支援物資等の不足が生じた場合には、補充等の対応を実施

	<p>※食料、飲料水、支援物資の配布等においては、避難者等の氏名や数量などを記に残す。</p>	
	<p>・ 支援情報を支援拠点の利用者に提供（掲示板への掲示、案内の配布 等）</p>	<p>・ 避難所において提供している支援情報等、支援に係る情報を支援拠点に提供</p>
	<p>・ 民間支援団体との連携（NPO 等の民間団体の支援が得られる場合には、家屋の片付け等に使用する資機材の貸出や心のケア、その他の支援の実施を検討することも効果的である。）</p>	
	<p>・ 車中泊避難者を受け入れる場合 支援拠点で車中泊避難者を受け入れる場合は、通常の支援拠点の運営に加えて、健康管理、トイレの確保等が必要となるため、注意が必要である。</p>	
	<p>・ デジタル技術の利活用（支援拠点の運営管理は、デジタル技術を活用し効率的に行う。）</p>	
閉鎖時	<p>・ 閉鎖する旨を市区町村に連絡（利用者名簿や物資の配布状況等、支援拠点の運営に関する記録を整理し、市区町村に提出）</p>	

（自治体が主体となって拠点を設置・開設する場合）

- ✓ 自治体では、被害の状況や避難所の開設状況、在宅避難者等の発生状況、自治会等地域住民等が主体となって拠点の開設状況等を勘案し、必要な場合は、支援拠点を設置・開設する。
- ✓ 自治体を運営主体とした、様々な機能を有する広域的な支援拠点を設置することも検討する。支援拠点に相談窓口や罹災証明書等の申請窓口を設置すること、支援拠点を活用してコミュニティ支援を実施することなどが考えられる。
- ✓ 自治体が設置する支援拠点では、
 - ・ 水や食料、必要な物資配布
 - ・ 支援情報の情報提供
 - ・ 仮設トイレの設置
 - ・ 罹災証明書の申請や屋根の応急修理に使用するブルーシートの申し込み、福祉関係も含めた相談窓口の設置
 - ・ 交流の拠点の設置

等の機能を持たせることが考えられる。

②支援拠点の利用者名簿の作成

- ✓ 食料の配給等に当たって、支援拠点の利用者等の数や状況の把握が重要となることから、避難者等の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した利用者名簿を作成する。
- ✓ 名簿の作成に当たっては、被害の状況やインフラの状況などを併せて把握し、当該避難者等が必要な支援を特定する。

③食料、飲料水、支援物資の配布等

- ✓ 在宅避難者等に対し、必要な食料、飲料水、支援物資の配布を行う。
- ✓ 食料、飲料水、支援物資等の配布等においては、配布した避難者や数量などを記録に残すこと。
- ✓ 支援物資については、災害の種類や季節に応じた必要な物資を検討する。
- ✓ これらのほか、入浴機会の確保や洗濯機会の確保等が必要な場合は、当該支援拠点で行えないものは近くの避難所や広域の支援拠点を案内する。
- ✓ 食事について、食物アレルギーを有する人への食料や食事に配慮し、食事の原材料表示や避難者自信によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供、管理栄養士等への相談、文化・宗教上の理由による食事へ配慮等を行う。

④衛生・健康管理

- ✓ 支援拠点は、避難者等が滞在、生活する場ではないため、避難所等の共同生活を行う上での衛生対策は想定されない一方、炊き出しやお弁当による食品の給与や飲料水の供給、トイレの提供等を適切に行うための衛生環境確保が求められる。
- ✓ 炊き出しを実施する際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理を行う必要があるほか、食料品の保管に当たっては、冷蔵庫を使用する。
- ✓ 断水等により自宅でトイレが利用できない事態が発生すると様々な健康被害等につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保する。支援拠点において、携帯トイレを配布するほか、支援拠点に簡易トイレや仮設トイレ等を設置するなど、付近の在宅避難者等が清潔なトイレを利用できるよう整備する。
- ✓ 支援拠点を利用する避難者等の体調に変化があった場合には、外部医療機関等へつなげるなどの対応をとる。

⑤避難者等への情報提供

- ✓ 支援拠点においても避難者等に対し避難所と同様の情報提供を実施する。掲示板を利用して情報提供を行うほか、Wi-Fi等の通信環境の整備や情報端末の充電ができるような電源の整備を検討する。
- ✓ 避難者等が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者等の必要性に即した情報を的確に提供する。
- ✓ 市区町村から避難所への情報提供ルートの中に、支援拠点についても含めるなど、支援拠点への情報提供ルールをあらかじめ定めておく。

(2)支援拠点の閉所

支援拠点の閉所に当たっては、地域の実情に応じた支援の必要性を検討し、柔軟に対応する。

- ✓ 支援拠点の閉所は、電気・ガス・水道といったインフラの復旧状況や物流の回復状況、周囲の在宅避難者等の自炊機能の回復、応急修理の終了までの期間とするなど、地域の実情に応じて対応する。
- ✓ 支援拠点の閉所のタイミングを検討するに当たって、避難所の閉所は一つの目安となるが、必ずしも避難所の閉所のタイミングと一致させる必要はなく、インフラの復旧や物流の回復等により、自宅等で生活を送れる環境が整っている場合は、避難所の閉所よりも前に閉所することも考えられる。

VI 車中泊避難者の支援

取組の point

- 車中泊避難者の支援を行う観点からは、車中泊避難を行うためのスペースを平時から検討、公表することで、車中泊避難者の集約を行うことを検討する。
- 車中泊避難は健康被害の発生が懸念されることから、車中泊を行う際の注意点や危険性の周知のほか、弾性ストッキングの配布や保健師等による健康管理を行うなど必要な支援を実施する。
- 長期的な車中泊避難は望ましくないため、早期の解消を目指す。
- 被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな生活支援等、災害においてボランティアや NPO 等の民間支援団体が果たす役割は極めて大きいことから、積極的に連携する。
- 「車中泊避難を行うためのスペース」は、災害救助法の「避難所」に含まれるものであり、車中泊避難を行うためのスペースを設置し、必要な支援を行った場合は、「避難所の供与」として行われる支援内容に該当する範囲で、同法の対象となることから、自治体においては、車中泊避難を行うためのスペースの設置・運営の方法の検討と併せて、同法の運用についても準備を進める。

1. 車中泊避難者の支援の考え方

車中泊による避難⁴は、平成 16 年の新潟県中越地震や平成 28 年の熊本地震で多く発生した。避難者等が車中泊避難を行った理由としては、余震が怖くて避難所に避難したくないため、避難所が満員でトイレも食事配給も長蛇の列で居られなかったため、乳児連れで夜中に泣いてしまうため、ペットがいるため、といったものが挙げられている。車中泊避難は、プライバシーの確保やペットの世話ができるなどの利点がある一方で、エコノミークラス症候群の危険があり、健康管理が課題となる。

これまでの災害における車中泊の発生状況を踏まえると、災害発生時には、様々な理由によりやむを得ず車中泊を選択する避難者が一定程度発生すること

⁴本手引きにおいては、“車中泊避難”が意味するところについて避難の“行動”と“生活”で区別し、避難所での避難生活が必要な方がやむを得ず車で避難生活を送ることを「車中泊避難」とし、緊急時に避難行動として車で避難することとは異なるものと整理している。

が想定される。このため、車中泊避難は健康管理や避難者等の状況把握の面で課題があり望ましいものではないこと、長期の生活を送る場所として適切ではないことを前提に、地域の実情に応じ、自治体ごとに車中泊避難者の支援方策について、平時から検討・準備することが必要である。

【コラム】熊本地震における車中泊避難者への支援

- 物資配布テントを設置し、車中泊避難者等の避難所外避難者へ物資の配布等を実施。



- グランメッセ熊本（産業展示場）では、駐車場が満杯（2,200台）となり、国等が手配した仮設トイレの設置、自衛隊や他県の給水車等の設置の対応を行った。



- 保健師等の巡回によりエコノミークラス症候群予防啓発チラシを配布。
- 弾性ストッキングを配布。
- 報道機関と連携して、啓発を実施。

熊本県健康危機管理課、健康づくり推進課からのお知らせ

避難されている皆様へ

注意!

地震により長時間避難所で生活していると、エコノミークラス症候群、感染症（インフルエンザ、ノロウイルスなど）、食中毒が発生する可能性が高くなります。避難所での集団生活では、以下の点に注意しましょう。

1 エコノミークラス症候群対策

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、**エコノミークラス症候群**を起こす可能性があります。初期症状として、太ももから下の足が赤くなったり、腫れたり、痛み等が出現することもあります。足にできた血栓が肺に詰まり、突然の胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出現し、大変危険な状態となることもあります。

【予防方法】

- (1) 長時間同じ（特に車中等での）姿勢でいないようにする。
- (2) 足の指をこまめに動かす、または歩く。
- (3) 適度な水分を取る。
- (4) 時々深呼吸をする。

2 感染症対策

- (1) せきをしている時は、マスクをつけましょう。
- (2) 食事の前やトイレの後には、水が出ない場合はアルコール等で手をきれいにしてください。
- (3) はだして砂や土の上を歩かないようにしましょう。

3 食中毒対策

- (1) 調理時は清潔に努め、手洗いもしっかり行いましょう。流水がない場合は、ウェットティッシュなどで代用しましょう。
- (2) 生ものは避けて、**加熱したものを食べる**ようにしましょう。
- (3) 調理したものは、**早めに食べましょう**。
- (4) 食品は、**温度が上がらない冷蔵庫に保管**しましょう。
- (5) 食べ物が置いてある場所にペットなどの動物を近づけないようにしましょう。
- (6) 提供された食品は、消費（賞味）期限内に食べましょう。

4 その他

- (1) 具合が悪くなった場合は、**早めに医師等に相談**しましょう。
- (2) 食物アレルギーのある方は、**食事にアレルギーが含まれていないか確認**しましょう。

連絡先：熊本県健康危機管理課 096-333-2247 熊本県健康づくり推進課 096-333-2208



2. 平時からの取組

(1) 車中泊避難者等への対応の必要性の検討

車中泊による避難が発生するか否か、また、その規模等については、地域の実情に応じて様々であると考えられる。このため、市区町村ごとに対応の必要性について検討する。

- ✓ 車中泊避難については、健康面から注意が必要な点も多いことから、車中泊が想定される自治体においては、平時から、
 - ・車中泊の留意事項や事前の準備、車中泊を避けるべき方についての広報活動
 - ・車中泊避難を行うためのスペースの検討・環境整備
 - ・車中泊避難を想定した訓練
 - ・携帯トイレ、水、弾性ストッキング等必要な備品の備蓄等を進めることが必要である。

(2) 車中泊避難を行うためのスペースの検討

車中泊避難者の支援や避難生活の観点からは、自由に様々な場所で行われると避難者等の状況把握が困難となることや、環境の整った場所で車中泊避難が行われることが望ましいことから、各自治体の判断により、車中泊避難を行うためのスペースを事前に公表することで、車中泊避難の実施場所を誘導することを検討する。

- ✓ 公表の方法としては、指定避難所やその他の避難所、在宅避難者等の支援拠点など、避難者等支援に係る場所を利用して車中泊避難を行うためのスペースを設置する場合は、それぞれの避難所や支援拠点自体の公表情報に併せて、車中泊避難を行うためのスペースの設置の有無等を公表することが考えられる。
- ✓ 避難者等支援に係る場所とは別に、車中泊避難を行うためのスペースを設ける場合は、車中泊避難専用のスペースとして公表することも考えられる。
- ✓ 上記の車中泊避難を行うためのスペースを利用せずに車中泊を行う被災者が発生した場合には、アウトリーチによる状況の把握、車中泊避難者等自らによる情報の登録、在宅避難者等の支援拠点における物資支援や支援情報の提供を行うことで支援することが想定される。
- ✓ 車中泊避難を行うためのスペースとしては、指定避難所の駐車スペースのほかにも、大規模な都市公園や商業施設の駐車場であって、トイレや物資支援のスペースが確保されている場所、道の駅、平時からレジャーとして車中

泊を行うことを想定し設備が整った施設⁵等の活用も想定される。また、在宅避難者等の支援拠点の駐車スペースを車中泊避難を行うためのスペースとすることも考えられる。

- ✓ 車中泊避難を行うためのスペースは、避難生活を送るための設備が必要であり、トイレ（照明等の設備を含む。）、給水/排水施設、電源等が整備されている、又は発災時に設置できることが望ましい。
- ✓ また、車中泊避難を行うためのスペースは施設の駐車場を活用した小規模なものから、大規模な公園等を活用した広域のものまで、幅広く想定されることから、地域の実情に応じて、市区町村が設置主体となる場合や都道府県が設置主体となる場合など様々な主体が想定される。特に大規模災害時には、県営の施設などを活用した車中泊避難者の受け入れが必要となることも想定され、平時から都道府県による車中泊避難を行うためのスペースの設置について、検討を行うことが重要である。
- ✓ 公表の方法とともに、車中泊避難を行うためのスペースを開設した場合の開設している旨の情報やスペースの空き情報等の発信の方法を検討する。

⁵ 平時の車中泊施設の活用の例：RV パークは、『快適に安心して車中泊が出来る場所』として、日本 RV 協会が定めた要件を満たし、認定された車中泊スペース。認定を受けるためには、余裕のある駐車スペース、24 時間利用可能なトイレ、100V 電源等の設備を有することなどの要件があり、こうした設備は災害時の車中泊避難生活においても、有効と考えられる。車中泊避難を行うためのスペースの確保に当たっては、こうした平時からの車中泊を想定した施設を活用するなど、フェーズフリーで取り組むことを検討する。

RVパーク開設に必要なこと

1. ゆったりとした駐車スペース (幅4m×縦7m)
2. 24時間利用可能なトイレ
3. 100V電源が使用可能 (1台あたり20A以上推奨)
4. 入浴施設が近隣にあること (車で15分圏内)
5. ごみ処理が可能
6. 入退場制限を緩やかに (いつでも出入り可)
7. 看板の設置 (ロゴは日本RV協会が提供)
8. 複数日の利用が可能

くるま旅のためのインフラ整備

車中泊を安心・安全に楽しめるスポットを



(3)体制の整備・訓練

災害時は行政の体制がひっ迫することが想定され、車中泊避難を行うためのスペースの運営を行政主体で全て行うことは難しいと考えられることから、車中泊避難を行うためのスペースの管理・運営については、避難者等による管理・運営を目指すとともに、外部支援者との連携による支援を検討する。

- ✓ 管理を委託している公共施設や民間施設を利用する場合は、施設管理者と事前に協定を締結するなど、利用が必要な際に円滑に開設できるよう準備する。
- ✓ 指定避難所の一部を車中泊避難を行うためのスペースとする場合は、避難所の運営体制に車中泊避難者への対応を組み込んでおき、車中泊避難を行うためのスペースを独立して設ける場合は、管理者を置き、その役割を明確にしておくとともに、市区町村内の支援体制を整理しておく。
- ✓ 車中泊避難を行うためのスペースの設置・運営訓練を実施する。

【コラム】車中泊避難に関する訓練の例（高知県のいの町）

- 高知県のいの町は、仁淀川や支流である宇治川の水害や南海トラフ地震等の大規模災害に備え、安全に逃げる避難対策に取り組んでいる。
- エコノミークラス症候群などしっかり予防対策も行えば、車も避難所として十分考えられ、プライバシーも確保されるなど利点が多いことから、令和4年1月にいの町主催で高知防災プロジェクトや地域の自主防災会の協力の下、実際避難所となる施設の駐車場を使用し、「いの町車中避難所受入訓練」を開催。

実施日時：令和4年1月8日(土) 9:30~12:30

実施会場：すこやかセンター伊野 大会議室、駐車場

主催：いの町

協力：高知防災プロジェクト、さんすい防災研究所、伊野地区自主防災会連合会

訓練内容：避難所受付の開設後、避難者の健康状態の確認や避難者カードへの記入、車中避難を行う際の注意事項の説明、駐車許可書の発行、駐車スペースへの誘導を実施。次に、保健師も同行し駐車許可スペースに停めている避難者の巡回支援、健康状態の確認やこまめな水分補給、体操を行うよう注意喚起を行い、その後、適正な車の配置例を示したゾーニングを確認。



(4)車中泊避難者向け物資の備蓄

現在実施されている備蓄に加え、弾性ストックングなどの車中泊避難者が必要とする物資について、必要と想定される量を備蓄することを検討する。

- ✓ 車中泊避難者等への物資支援については、通常避難所において支援を受けられることができる水、食料、トイレ等のほかに、特に健康管理に係る支援が必要であり、弾性ストックング等のエコノミークラス症候群の予防に必要な物資の配布が必要である。

(5)運営マニュアルの作成

車中泊避難を行うためのスペースの設置・運営に係るマニュアル⁶を作成することを検討する。

- ✓ 避難所の駐車スペース等を活用して車中泊を行うためのスペースを設置する場合、当該避難所の避難所運営の手引き（マニュアル）⁷に、車中泊を行うためのスペースについての記載を盛り込むことも検討する。
- ✓ 車中泊避難を行うためのスペースは、指定避難所と異なるルール決めが必要となることが想定されることや、障害、ペットなどの理由により車中泊を選択する避難者等も想定されることから、状況把握の方法や駐車スペースの区分け、必要な機能の配置、車路の確保といったゾーニング、場所決めなど

⁶ （一社）九州防災パートナーズでは、安全な避難の方法の1つとして「車中泊避難」を確立し、避難の選択肢を広げる観点等から、「車中泊避難所設置マニュアル」を策定している。マニュアルでは、車中泊避難所における必要な支援や役割と人員配置について、示されており、車中泊避難での必要な支援・役割として、巡回支援、情報支援、医療的支援、受付・誘導等が挙げられている。

⁷ 内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」p.13

運営のルールを事前に検討しておく。また、こうした運営のルールの検討に当たっては、着替えや授乳等女性の視点を反映するほか、食事の準備や清掃等について男女共同参画の視点に立った検討を行うことが必要である。

(6)住民への車中泊避難の注意点等の広報

健康被害を防ぎ、適切な方法で車中泊避難を行えるようにするため、車中泊を行う際の注意点と対策等の周知を検討する。

- ✓ エコノミークラス症候群等や車のマフラーが埋もれることによる一酸化炭素中毒等、車中泊避難における健康被害等を防ぐ観点から、車中泊避難を行う際の注意喚起を平時から行う。また、妊産婦車中泊を行うことが望ましくない場合の周知を行う。
- ✓ 車中泊を行う際の車内外の環境整備の方法について、平時から周知を行う。例えば、車内で足を伸ばして寝ることのできる状態や適切な人数での利用、換気、水分補給や適度な運動の実施、雨天時の対応、断熱や防寒など季節ごとの配慮事項等についてもあらかじめ広報する⁸ほか、実際に訓練の場で実践すること等が必要である。

⁸ 災害時にやむをえず車中泊避難をする場合のポイントについて整理した「車中泊避難ヘルプ BOOK」を国内自動車メーカーが作成し、公表するなど、民間企業においても車中泊に備えた取組が行われている。令和6年能登半島地震でも、NPO等を通じて車中泊避難をされていた避難者等へ配布が行われた。車中泊避難の注意点やエコノミークラス症候群の予防、備蓄等の災害への備え等について整理されているほか、車のボディタイプ別のシートアレンジについても紹介されている。

https://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/social_contribution/tdrs/#emergency_car-stay

3.発災時における対応

(1)車中泊避難を行うためのスペースの開設、運営・管理

災害が発生した場合、被害の状況等を勘案し、必要な車中泊避難を行うためのスペースを開設することを検討する。

①車中泊避難を行うためのスペースの設置・開設

- ✓ 指定避難所の駐車場等を活用する場合は、別途仮設トイレを設置することも検討するなど、避難所避難者等と車中泊避難者等の関係や環境に配慮する。
- ✓ 車中泊避難者等が物資等の支援を受けるに当たっては、在宅避難者等の支援拠点を活用する場合も考えられる。
- ✓ 車中泊避難の実施に当たっては、季節性も考慮すべきであり、夏季であれば高温や熱中症への対策、冬季であれば低温や積雪でマフラーが埋まることによる一酸化炭素中毒等への注意が必要である点に留意する。
- ✓ 物資支援の観点から、車中泊避難を行うためのスペースが地域で開設された場合に、市区町村が必要な支援先として認識できるようにすることが重要である。
- ✓ 車中泊避難を行うためスペースの運営の動きと留意点、行政の対応を表5に整理した。これを参考としつつ、設置主体及び市区町村において必要な対応を行う。

表5 車中泊避難を行うためのスペースの運営

	車中泊避難を行うためのスペースの動きと留意点	市区町村の対応（行政の役割）
開設時	<ul style="list-style-type: none"> ・車中泊避難を行うためのスペースを担当者（行政、指定管理者、自治会、自主防災組織等）が開設 ※指定避難所や在宅避難者等の支援拠点等の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、指定避難所の開設者が報告するほか、支援拠点の運営者の報告と併せて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設している車中泊避難を行うためのスペースの把握、整理 ・車中泊避難を行うためのスペースの開設情報やスペースの空き状況等の情報を発信
開設中	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者等の名簿の作成 ※指定避難所や在宅避難者等の支援拠点等の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、指定避難所の滞在者や支援拠点の利用者名簿と併せて整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、食料等の必要な物資数を集約
	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の構築 施設管理者、行政職員、避難者等で運営委員会を構築する。 ※指定避難所の一部を車中泊避難を行う 	

	<p>ためのスペースとしているときは、指定避難所の運営委員会の中に車中泊に関する班を設置</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースの利用者について、市区町村側で状況把握が済んでいない者について、調査票等の記入を依頼。 ※指定避難所や在宅避難者等の支援拠点等の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、指定避難所の滞在者や支援拠点の利用者と併せて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースで把握した情報の集約・蓄積を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水、支援物資の配布等 ※食料、飲料水、支援物資等の配布等においては、避難者等の氏名や数量などを記録に残す。 ※支援物資については、季節ごとに必要な物資を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 配布する食料、飲料水、支援物資等の不足が生じた場合には、補充等の対応を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 避難者等の健康管理 各車両を見回り、車中泊避難者等の健康管理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等への巡回と併せて、車中泊避難者等に関しても保健師等のチームによる健康相談、健康管理及び衛生対策などを実施する体制を整備などを実施する体制を整備
	<ul style="list-style-type: none"> 支援情報の車中泊避難者等への提供 掲示板への掲示、案内の配布、回覧板の活用、FM ラジオを介した情報の発信等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所において提供している支援情報等、支援に係る情報を車中泊避難所を行うためのスペースにおいても提供
	<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースの管理 トイレや廃棄物置き場といった設備や場所について、定期的に維持管理を行う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 防火・防犯対策 定期的な巡回警備等の防火・防犯対策を実施する。 ※指定避難所の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、指定避難所の巡回警備等と併せて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 警察等との連携を検討
	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体との連携 NPO 等の民間支援団体の支援が得られる場合には、運営の補助や炊き出しの実施、心のケア、その他の支援の実施を検討することも効果的である。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 車中泊避難を行うためのスペースを利用した行政支援の実施車中泊

		避難を行うためのスペースに相談窓口や罹災証明書等の申請窓口を設置することも考えられる。
	・デジタル技術の利活用 車中泊避難を行うためのスペースの運営管理は、デジタル技術を活用し効率的に行う。	
閉鎖時		・車中泊避難は、エコノミークラス症候群等のリスクもあることから、早期に解消できるよう避難所の環境整備や応急仮設住宅への移動支援を実施

②避難者等の名簿の作成

- ✓ 食料の配給等に当たっては、避難者等の数や状況の把握が重要となることから、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した避難者名簿を作成する。
- ✓ 指定避難所や在宅避難者等の支援拠点等の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、指定避難所の滞在者や支援拠点の利用者名簿と併せて整理する。
- ✓ これまでの災害における車中泊避難の避難者等は、昼間は片付け等のため職場や自宅へ行き、夜間に車中泊避難を行うためのスペースに戻るケースが多かったため、把握の方法や担い手について工夫する必要がある。入退所の状況がわかるような名簿の様式とすることや入退所が可能な時間の限定、夜間の対応者の設置等が考えられる。その際、アプリやマイナンバーカードの利用等デジタル技術を活用した管理方法も検討する。

③運営体制の構築

- ✓ 施設管理者、行政職員、避難者等で運営委員会を構築し、運営責任者を配置する。運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては、避難所と同様に女性と男性の両方を配置する。
- ✓ 車中泊避難を行うためのスペースの管理・運営に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考とするほか、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン⁹」も参考に、女性の視点を踏まえたものとする。
- ✓ 指定避難所の一部を車中泊避難を行うためのスペースとしているときは、上記に代えて指定避難所の運営委員会の中に車中泊に関する班を設置する

⁹ <https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

など、避難所運営と一体的な運営体制とすることも考えられる。

- ✓ 運営責任者は、車中泊避難を行うためのスペースの滞在者数、必要な物資等について把握し、市区町村等（災害対策本部）との調整を行う。
- ✓ 障害を持っているなど様々な理由により避難所に滞在できず、やむを得ず車中泊をする要配慮者が一定程度想定される。このため、障害特性に応じた配慮事項や支援方法等を検討することが求められるほか、必要に応じ、市区町村や福祉サービス事業者、当事者団体等との連携を行う。配慮事項や支援方法等の検討に当たっては、女性や乳幼児、子どものいる家庭のニーズや意見を反映させるよう取り組む。
- ✓ 車中泊を行うためのスペースは、地域の組織や NPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、自治体はその立上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援する。また、被災者による自発的な避難所での生活のルールづくりを支援する。
- ✓ 避難者等による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の避難者等に偏らないよう配慮する。

④食料、飲料水、支援物資の配布等

- ✓ 車中泊避難者等に対し、必要な食料、飲料水、支援物資の配布を行う。避難所と併せて車中泊避難を行うためのスペースを設置する場合は、車中泊避難者が物資の配布等の支援を受けやすいよう配慮する。
- ✓ 食料、飲料水、支援物資等の配布等においては、配布した避難者や数量などを記録に残すこと。
- ✓ 支援物資については、災害の種類や季節に応じた必要な物資を検討する。
- ✓ これらのほか、入浴機会の確保や洗濯機会の確保等、避難所で必要な支援は車中泊避難者に対しても実施する。
- ✓ 食事について、食物アレルギーを有する人への食料や食事に配慮し、食事の原材料表示や避難者自信によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供、管理栄養士等への相談、文化・宗教上の理由による食事へ配慮等を行う。

⑤衛生・健康管理

- ✓ 避難所においては、生活環境の変化による避難者等の心身の機能の低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、こころの健康に関する問題等、健康上の課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる健康指導、巡回相談などが実施されている。車中泊避難を行うためのスペースについても同様の健康指導、巡回相談を実施する。特に、車中泊避難においては、エコノミークラス症候群と言った健康被害が懸念されることから、弾性ストッ

キングの配布を含め、こうした点での支援を適切に行うことが必要である。避難者等の体調に変化があった場合には、外部医療機関等へつなげるなどの対応をとる。

- ✓ 車中泊避難は、プライバシーの確保が可能である一方、体調が悪い方などの早期発見が難しいという面があるため、運営側と市区町村の保健部局等においては、指定避難所以上に連携をとる必要があることに留意する。
- ✓ 避難所と同様、車中泊避難を行うためのスペースにおいてもトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害等につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理する。特に、車中泊避難を行うためのスペースは屋外となることから、照明の確保を適切に行う必要があることに留意する。
- ✓ 車中泊避難を行うためのスペースについて、市区町村においては、各避難所同様、保健師等を巡回させ、車中泊避難を行うためのスペースに関するアセスメントや車中泊避難者の健康面についてモニタリングを実施する。

⑥避難者等への情報提供等

- ✓ 避難者等への情報提供や相互の安否確認等のため、避難所におけるラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi等の通信・情報機器の確保、掲示板への掲示、案内の配布、回覧板の活用、FMラジオを介した情報の発信等を行う。
- ✓ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の取組に準じ、要配慮者等への情報提供にも留意する。
- ✓ 要配慮者が周囲の避難者に対して支援して欲しいこと、知っておいて欲しいことについて、カード等を活用することにより、要配慮者自ら自分の状態に関する情報を発信できるように配慮するなど、要配慮者自身の意思を尊重する。また、家族や支援者との十分な連携を行うことが望ましい。

⑦相談窓口の設置

- ✓ 様々な避難者の意見を吸い上げるため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に準じて、相談窓口を設置する。車中泊を行うためのスペースが避難所に併設されている場合は、避難所の相談窓口で車中泊避難者の対応を行うことも可能である。
- ✓ 把握した被災者のニーズについて、車中泊を行うためのスペースにおいて対応できない場合は、必要に応じ、車中泊を行うためのスペースの運営責任者から市区町村へ、市区町村でも対応できない場合は、都道府県へと適切に伝達する。

⑧防犯対策

- ✓ 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止の対策、ゴミ集積場等への放火防止のための定期的な巡回警備等の防火対策を行う。
- ✓ 車中泊を行うためのスペースの環境について、照明が不十分な場所が存在する等、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性から危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行う。女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回する。
- ✓ 警察とも連携し、巡回の実施や被害者の相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も検討する。車中泊を行うためのスペースが避難所に併設されている場合は、避難所の防火・防犯対策と一体的に実施することを検討する。

(2)車中泊避難を行うためのスペースの解消

車中泊避難を行うためのスペースの開設期間は、被害の状況等に応じ検討することが必要であるが、長期間となることは避け、なるべく短期間で閉所できるよう検討する。

- ✓ 車中泊避難者等への対応の検討と並行して、車中泊避難を選択する避難者等を抑制し、また、早期の解消を図るため、避難所への誘導、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅への早期の入居等の取組を進める必要がある。

VII 参考資料

参考資料① 調査票のイメージ(A:発災直後～)

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
自宅住所	
連絡先	固定電話： 携帯電話：
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 自宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 知人宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 車中泊〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔場所： 誰が： 〕
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢： 歳 性別：
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦(妊娠週数：) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット〔種類： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる →個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる →個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援(又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所：) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある(復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン

	□その他 []
家屋（建物）の被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった（家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど） <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった（瓦が落ちた、外壁がはがれたなど） <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった → 被害の概況： [] <input type="checkbox"/> 被害はなかった
（３）現在の健康面・生活環境について	
冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 冷房が使えない <input type="checkbox"/> 暖房が使えない <input type="checkbox"/> 給湯器が使えない <input type="checkbox"/> その他 []
（４）その他	
その他	例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入（被災者が発言したものを記載）
対応者の所感	例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入（被災者に対面した者が感じたことを記載）

【情報の利用目的】（行政機関用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】（民間団体用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

<p>しているか</p>	<p><input type="checkbox"/>利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/>わからない <input type="checkbox"/>無</p>
<p>日常生活の介助が必要か</p>	<p><input type="checkbox"/>介助は必要ない <input type="checkbox"/>一部介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断 <input type="checkbox"/>全介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断</p>

参考資料② 調査票のイメージ(B:避難生活段階～)

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢: 歳 性別:
自宅住所	
連絡先	固定電話: 携帯電話:
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他 []
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所 [場所: 誰が:] <input type="checkbox"/> 自宅 [誰が:] <input type="checkbox"/> 知人宅 [誰が:] <input type="checkbox"/> 車中泊 [場所: 誰が:] <input type="checkbox"/> その他 [場所: 誰が:]
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢: 歳 性別:
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦 (妊娠週数:) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット [種類:] <input type="checkbox"/> その他 []
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる→個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる→個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援 (又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所:) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある (復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他 []
家屋 (建物) の被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった (家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど) <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった (瓦が落ちた、外壁が

	<p>はがれたなど)</p> <p><input type="checkbox"/>家屋に被害があった → 被害の概況： []</p> <p><input type="checkbox"/>被害はなかった</p>
	<p>【水害の場合】</p> <p>浸水被害：<input type="checkbox"/>浸水被害なし <input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水</p> <p>土砂被害：<input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床上の土砂被害 <input type="checkbox"/>床下の土砂被害</p> <p>⇒被害がある場合の土砂撤去の状況： []</p>
被災後の後片付け	<p><input type="checkbox"/>自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターへ依頼した → 依頼内容： []</p> <p>現状：<input type="checkbox"/>活動が完了した <input type="checkbox"/>継続中 <input type="checkbox"/>追加で頼みたい <input type="checkbox"/>まだ来ていない</p> <p><input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターへ依頼していない → 理由：<input type="checkbox"/>頼み方が分からない <input type="checkbox"/>連絡手段がない <input type="checkbox"/>何を頼めるのか分からない <input type="checkbox"/>災害ボランティアセンターを知らない <input type="checkbox"/>ボランティアに入ってほしくない <input type="checkbox"/>その他 []</p>
居住スペースの状況	<p><input type="checkbox"/>自宅で生活可能</p> <p><input type="checkbox"/>ライフラインが復旧すれば自宅で生活可能</p> <p><input type="checkbox"/>今後、修繕・リフォームが必要</p> <p><input type="checkbox"/>再建・転居が必要</p>
(3) 現在の健康面・生活環境について	
健康状態の変化	<p>変化があった者の氏名：</p> <p>※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入</p>
健康状態	<p><input type="checkbox"/>疲労がたまっている</p> <p><input type="checkbox"/>日常生活に支障が生じている</p> <p><input type="checkbox"/>その他 []</p>
今ある症状	<p><input type="checkbox"/>痛み（膝、腰、ほか）</p> <p><input type="checkbox"/>けが</p> <p><input type="checkbox"/>風邪等（熱、だるさ、咳等）</p> <p><input type="checkbox"/>その他 []</p>
受診の状況	<p><input type="checkbox"/>受診する必要がない</p> <p><input type="checkbox"/>問題なく受診できている [病院名：]</p> <p><input type="checkbox"/>受診できていない/困難がある →理由：<input type="checkbox"/>病院が開いていない <input type="checkbox"/>移動手段がない <input type="checkbox"/>行く時間がない <input type="checkbox"/>行く気が起きない <input type="checkbox"/>その他 []</p>

	<input type="checkbox"/> 食事を準備できる環境がない（食器が洗えない等） <input type="checkbox"/> 食事を準備する時間がない <input type="checkbox"/> 食事を準備する体力がない <input type="checkbox"/> やる気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 冷房が使えない <input type="checkbox"/> 暖房が使えない <input type="checkbox"/> 給湯器が使えない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
車の被災の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
移動の困難	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり →困難な理由 <input type="checkbox"/> 外出に手助けが必要 <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 費用がかかる <input type="checkbox"/> その他〔 〕
車・移動手段	<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 親戚等の送迎 <input type="checkbox"/> 車両は元々保持していない <input type="checkbox"/> その他主な移動手段〔 〕
買い物	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり →困難な理由 <input type="checkbox"/> 商店等が遠い <input type="checkbox"/> 買い物機会が少ない（移動販売車の頻度、場所等） <input type="checkbox"/> 商品が少ない・足りない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
生活費	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 求職している <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 生活保護等の行政支援 <input type="checkbox"/> 仕送り等 <input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> その他
通勤	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり〔具体的内容： 〕
（４）今後の生活再建について	
今後の住まい予定	<input type="checkbox"/> 自宅に居住 → <input type="checkbox"/> 現状のまま <input type="checkbox"/> 修繕・リフォームを検討 <input type="checkbox"/> 建て替え <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 転居を検討 → <input type="checkbox"/> 公営住宅に申し込む <input type="checkbox"/> 借家

	<input type="checkbox"/> 親戚・知人宅 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 分からない →居住地の希望 → <input type="checkbox"/> 災害前と同じ地区 <input type="checkbox"/> 同じ町内で別の地区 <input type="checkbox"/> 町外に出たい（出る予定） <input type="checkbox"/> 考えられない <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 今後の住まいについて考えられない（悩んでいる）
上記を進めるに当たっての課題等	<input type="checkbox"/> 課題はない（実施可能） <input type="checkbox"/> 課題がある → <input type="checkbox"/> 資金調達 <input type="checkbox"/> 住宅として使えるかわからない <input type="checkbox"/> 家族間の合意 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
(5) その他	
その他（困っていること、伝えたいこと）	<p style="text-align: center;"><i>例：物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入（被災者が発言したものを記載）</i></p>
対応者の所感	<p style="text-align: center;"><i>例：見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入（被災者に対面した者が感じたことを記載）</i></p>

【情報の利用目的】（行政機関用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【情報の利用目的】（民間団体用）

避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

<p>デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用しているか</p>	<p><input type="checkbox"/>有〔利用している事業所名： 〕 →<input type="checkbox"/>被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/>利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/>わからない <input type="checkbox"/>無</p>
<p>日常生活の介助が必要か</p>	<p><input type="checkbox"/>介助は必要ない <input type="checkbox"/>一部介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断 <input type="checkbox"/>全介助が必要 →<input type="checkbox"/>食事 <input type="checkbox"/>衣類の着脱 <input type="checkbox"/>排泄 <input type="checkbox"/>移動 <input type="checkbox"/>意思疎通 <input type="checkbox"/>判断</p>

参考資料③ 調査票のイメージ(C:仮設住宅への移行検討段階～)

調査票

(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢: 歳 性別:
自宅住所	
連絡先	固定電話: 携帯電話:
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他 []
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所 [場所: 誰が:] <input type="checkbox"/> 自宅 [誰が:] <input type="checkbox"/> 知人宅 [誰が:] <input type="checkbox"/> 車中泊 [場所: 誰が:] <input type="checkbox"/> その他 [場所: 誰が:]
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢: 歳 性別:
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦 (妊娠週数:) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット [種類:] <input type="checkbox"/> その他 []
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる→個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる→個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援 (又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所:) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある (復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> その他 []
家屋 (建物) の被害状況	【水害の場合】 浸水被害: <input type="checkbox"/> 浸水被害なし <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 土砂被害: <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床上の土砂被害

	<input type="checkbox"/> 床下の土砂被害 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> ⇒被害がある場合の土砂撤去の状況： </div>
被災後の後片付け	<input type="checkbox"/> 自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼した → 依頼内容：〔 〕 現状： <input type="checkbox"/> 活動が完了した <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 追加で頼みたい <input type="checkbox"/> まだ来ていない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼していない → 理由： <input type="checkbox"/> 頼み方が分からない <input type="checkbox"/> 連絡手段がない <input type="checkbox"/> 何を頼めるのか分からない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターを知らない <input type="checkbox"/> ボランティアに入ってほしくない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
(3) 現在の健康面・生活環境について	
健康状態の変化	変化があった者の氏名： ※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入
健康状態	<input type="checkbox"/> 疲労がたまっている <input type="checkbox"/> 日常生活に支障が生じている <input type="checkbox"/> その他〔 〕
今ある症状	<input type="checkbox"/> 痛み（膝、腰、ほか） <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 風邪等（熱、だるさ、咳等） <input type="checkbox"/> その他〔 〕
受診の状況	<input type="checkbox"/> 受診する必要がない <input type="checkbox"/> 問題なく受診できている〔病院名： 〕 <input type="checkbox"/> 受診できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 病院が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
服薬の状況	<input type="checkbox"/> 薬を服用していない <input type="checkbox"/> 問題なく服用できている <input type="checkbox"/> 服用できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 受診できていない <input type="checkbox"/> 薬局が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他〔 〕
生活面の変化	変化があった者の氏名

か	<input type="checkbox"/> 療育手帳 〔具体的な障害の種類等： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害〕 <input type="checkbox"/> 無
デイサービス・ヘルパーな どの福祉サービスを利用 しているか	<input type="checkbox"/> 有 〔利用している事業所名： _____ 〕 → <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 無
日常生活の介助が必要か	<input type="checkbox"/> 介助は必要ない <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断 <input type="checkbox"/> 全介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断